

れい わ ねん ど しゅう しゅうがく およ しん がく しゅうしょく
令和2年度 就・修学及び進学・就職を
し えん えん ご せい ど いち らん
支援するための援護制度一覧

きょう と ふ
京 都 府
きょう と ふ きょう いく い いん かい
京 都 府 教 育 委 員 会



目次

はじめに	1
京都府援護制度担当機関一覧	2
市町村・市町（組合）教育委員会一覧	3
福祉事務所一覧	4
社会福祉協議会（相談窓口）一覧	5
各制度対象一覧	6
第1編 乳・幼児のために	8
母子家庭奨学金【支給】	9
交通遺児奨学金等【支給】	10
第3子以降保育料無償化事業補助金【免除（補助）】	11
就学奨励費【支給】	12
第2編 小学校入学準備のために	13
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】	14
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】	15
第3編 小学生のために	16
母子家庭奨学金【支給】	17
交通遺児奨学金等【支給】	18
生活保護法による「教育扶助」「生活扶助（一時扶助）」【支給】	19
就学援助費【支給】	20
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】	21
就学奨励費（特別支援学校）【支給】	22
私立中学校等修学支援金【学校に支給】	23
修学旅行援助金【支給】	24
外国人学校在学者への修学援助【支給】	25

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅん び 中学校入学準備のために……………	26
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】……………	27
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】……………	28
第5編 ちゅうがくせい 中学生のために……………	29
母子家庭奨学金【支給】……………	30
交通遺児奨学金等【支給】……………	31
生活保護法による「教育扶助」【支給】……………	32
就学援助費【支給】……………	33
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】……………	34
就学奨励費（特別支援学校）【支給】……………	35
私立中学校等修学支援金【学校に支給】……………	36
修学旅行援助金【支給】……………	37
外国人学校在学者への修学援助【支給】……………	38
第6編 こうとうがっこうにゅうがくじゅん び 高等学校等入学準備のために……………	39
生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】……………	40
高校生給付型奨学金【支給】……………	41
生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】……………	43
母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】…	44
高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】……………	46
高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】……………	48
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】……………	50

第7編 高校生等のために ……………	52
生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】……………	53
高校生給付型奨学金【支給】……………	54
奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）【支給】……………	56
母子家庭奨学金等【支給】……………	57
交通遺児奨学金等【支給】……………	58
就学奨励費（特別支援学校）【支給】……………	60
高等学校生徒通学費補助金【支給】……………	61
定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金……………	63
定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】……………	64
公立高校就学支援金【学校に支給】……………	65
高等学校等就学支援金【学校に支給】……………	66
私立高等学校あんしん修学支援事業【授業料減免・学費軽減】……………	67
兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減……………	68
私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】……………	69
生活福祉資金貸付金「教育支援資金（教育支援費）」【無利子貸付】……………	70
母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】……………	71
高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】……………	72
高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】……………	74
高等教育の授業料等減免……………	76
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】……………	77
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】……………	79
第8編 大学等入学準備のために ……………	81
生活保護法による「進学準備給付金」【支給】……………	82
生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】……………	83
母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】…	84
高等教育の授業料等減免……………	86
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】……………	87
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】……………	89

第9編 ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつ し えんがっこうふく 中学校・高等学校(特別支援学校含む。)等、卒業後の就職準備のために	91
せいかつ ほ ご ほう 生活保護法による「 せいぎょう ふ じょ 生業扶助(ぎ のうしゅうとく ひ 技能修得費)」【 し きゅう 支給】	92
せいかつ ほ ご ほう 生活保護法による「 せいぎょう ふ じょ 生業扶助(しゅうしよく し たく ひ 就職支度費)」【 し きゅう 支給】	93
ぎ のうしゅうとく し きん 技能修得資金・ にゅうしよ し たく きん 入所支度金【 し きゅう 支給】	94
くんれん て あて 訓練手当・ にゅうこう し たく きん 入校支度金【 し きゅう 支給】	95
しょうがいしゃとうしよく ば てきおうくんれん て あて 障害者等職場適応訓練手当【 し きゅう 支給】	96
ぼ し ふ し か ふ ふく し し きんかしつけきん 母子父子寡婦福祉資金貸付金「 しゅうぎょう し きん 修業資金」 しゅうしよく し たく し きん 「就職支度資金」【 む り し かしつけ 無利子貸付】	97
かん ご し とうしゅうがく し きん 看護師等修学資金【 む り し かしつけ 無利子貸付】	98
かい ご ふく し し とうしゅうがく し きん 介護福祉士等修学資金【 む り し かしつけ 無利子貸付】	99
ぼ いく し しゅうがく し きん 保育士修学資金【 む り し かしつけ 無利子貸付】	100
参考資料 さんこう し りょう	101
じ どう て あて 児童手当【 し きゅう 支給】	102
じ どう ふ よう て あて 児童扶養手当【 し きゅう 支給】	103
とくべつ じ どう ふ よう て あて 特別児童扶養手当【 し きゅう 支給】	104
しょうがい じ ふく し て あて 障害児福祉手当【 し きゅう 支給】	105
ぼ し ふく し だんたい こ ぐち し きんかしつけ 母子福祉団体小口資金貸付【 む り し かしつけ 無利子貸付】	106
各制度 かくせい ど きょう と ふ ちやうたんとう か 京都府庁担当課	107

はじめに

人権尊重が国際的に大きな潮流となり、京都府においても、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向け、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会を実現する取り組みが進められています。

「もっと学びたい」、「〇〇の資格のとれる学校に行きたい」、「好きな仕事に就きたい」、・・・こうした願いを実現するための権利が、誰にでも保障されなければなりません。

そこで、京都府では、経済的理由によって就・修学、技能修得や就職が実現できないということが生じないよう、各種の援護制度を設けています。この制度は、日本国憲法第97条に「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とあるように、みなさんの先輩の努力により作りあげられてきたものです。

希望する人は、保護者の方や学校の先生などよく相談して、これらの制度を積極的に活用し、自らの将来を切りひらくとともに、お互いの人権が尊重し合える社会を築くためにがんばってください。

○ この冊子に掲載している制度のほかに、市町村で独自に行っている制度がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○ それぞれの制度の内容は、一部変更されることがありますので、申請の際は内容について必ず問い合せ先まで御確認ください。

○ 各制度の右上の印 (国)・・・国の事業
(府)・・・府の事業
(市)・・・市の事業
(市町村)・・・市町村の事業

○ 京都市は政令指定都市のため、独自の制度となります。くわしくは、京都市各関係機関又は「京都いつでもコール」にお問い合わせください。
(京都いつでもコール TEL075-661-3755 年中無休 朝8時～夜9時まで)

きょうと ふ えん ご せい ど たんとう き かんいちらん 京都府援護制度担当機関一覧

きょうと ふ ちよう
☐ 京都府庁

たんとう か 担当課	でん わ ばんごう 電話番号	たんとう か 担当課	でん わ ばんごう 電話番号
きょういくちよう し どう ぶ 教育庁指導部 学校教育課	075-414-5831	けんこうふく し ぶ 健康福祉部 医療課	075-414-4746
きょういくちよう し どう ぶ 教育庁指導部 特別支援教育課	075-414-5835	けんこうふく し ぶ 健康福祉部 ち いきふく し すいしん か 地域福祉推進課	075-414-4564
きょういくちよう し どう ぶ 教育庁指導部 高校教育課	075-574-7518		075-414-4558
ぶん か 文化スポーツ部 文教課	075-414-4516	けんこうふく し ぶ 健康福祉部 か てい し えん か 家庭支援課	075-414-4585
ふ みんかんきよう ぶ あんしん あんぜん 府民環境部 安心・安全まちづくり推進課	075-414-5076	けんこうふく し ぶ 健康福祉部 せいしやうねんそうごうたいさくしつ こども・青少年総合対策室	075-414-4581
しょうこうろうどうかんこう ぶ 商工労働観光部 人材開発推進課	075-414-5101	きょういくちよう し どう ぶ 教育庁指導部 じんけんきやういくしつ 人権教育室	075-414-5822
しょうこうろうどうかんこう ぶ 商工労働観光部 人材確保推進室	075-682-8918		

ち ほう き かん
☐ 地方機関

こういきしんこうきよく 広域振興局	ほ けんしよ 保健所	しやかん し ちやうせん 所管市町村	きやういくきよく 教育局
やましろういきしんこうきよく 山城広域振興局 0774-21-2101	おとくに ほ けんしよ 乙訓保健所 075-933-1151	向日市（むこうし）	おとくにきやういくきよく 乙訓教育局 075-933-5130
		長岡京市（ながおかきやうし）	
		大山崎町（おおやまざきちやう）	
	やましろうきた ほ けんしよ 山城北保健所 0774-21-2191	宇治市（うじし）※	やましろうきやういくきよく 山城教育局 0774-62-0008
		城陽市（じやうようし）※	
		久御山町（くみやまちやう）※	
	やましろうきた ほ けんしよ つづ き ぶんしつ 山城北保健所 綴喜分室 0774-63-5745	八幡市（やわたし）	
		京田辺市（きやうたなべし）	
		井手町（いでちやう）	
		宇治田原町（うじたわらちやう）	
		木津川市（きづがわし）	
		笠置町（かさぎちやう）	
		和束町（わづかちやう）	
	やましろうみなみ ほ けんしよ 山城南保健所 0774-72-4300	精華町（せいかちやう）	
		南山城村（みなみやましるむら）	
なんたんこういきしんこうきよく 南丹広域振興局 0771-22-0422	なんたん ほ けんしよ 南丹保健所 0771-62-4751	亀岡市（かめおかし）	なんたんきやういくきよく 南丹教育局 0771-62-0304
		南丹市（なんたんし）	
		京丹波町（きやうたんばちやう）	
ちやうたんこういきしんこうきよく 中丹広域振興局 0773-62-2500	ちやうたんにし ほ けんしよ 中丹西保健所 0773-22-5744	福知山市（ふくちやまし）	ちやうたんきやういくきよく 中丹教育局 0773-42-1200
	ちやうたんひがし ほ けんしよ 中丹東保健所 0773-75-0805	綾部市（あやべし）	
		舞鶴市（まいづるし）	
たん ご こういきしんこうきよく 丹後広域振興局 0772-62-4301	たん ご ほ けんしよ 丹後保健所 0772-62-0361	宮津市（みやづし）	たん ご きやういくきよく 丹後教育局 0772-22-2175
		京丹後市（きやうたんごし）	
		与謝野町（よさのちやう）	
		伊根町（いねちやう）	

※ 宇治市、城陽市及び久御山町にお住まいの方の高校生給付型奨学金（P.41～42、P.54～55）及び技能修得資金・入所支度金（P.94）の担当保健所は、山城北保健所綴喜分室になります。

し ちょうそん し ちょう くみあい きょういく い いんかいいちらん 市町村・市町(組合)教育委員会一覧

し ちょうそん し やくしよ まち むらやく ば 市町村(市役所、 町・ 村役場)		し ちょう くみあい きょういく い いんかい 市町(組合)教育委員会	
む こう し やくしよ 向日市役所	075-931-1111	む こう し きょういく い いんかい 向日市教育委員会	075-931-1111 (市役所代表)
ながおかきょう し やくしよ 長岡京市役所	075-951-2121	ながおかきょう し きょういく い いんかい 長岡京市教育委員会	075-951-2121 (市役所代表)
おおやまざきちょうやく ば 大山崎町役場	075-956-2101	おおやまざきちょうきょういく い いんかい 大山崎町教育委員会	075-956-2101 (町役場代表)
う じ し やくしよ 宇治市役所	0774-22-3141	う じ し きょういく い いんかい 宇治市教育委員会	0774-22-3141 (市役所代表)
じょうよう し やくしよ 城陽市役所	0774-52-1111	じょうよう し きょういく い いんかい 城陽市教育委員会	0774-56-4003
や わた し やくしよ 八幡市役所	075-983-1111	や わた し きょういく い いんかい 八幡市教育委員会	075-983-2088
きょう た なべ し やくしよ 京田辺市役所	0774-63-1122	きょう た なべ し きょういく い いんかい 京田辺市教育委員会	0774-62-9550
き づ がわ し やくしよ 木津川市役所	0774-72-0501	き づ がわ し きょういく い いんかい 木津川市教育委員会	0774-75-1230
く み やまちょうやく ば 久御山町役場	075-631-6111	く み やまちょうきょういく い いんかい 久御山町教育委員会	075-631-9974
い で ちょうやく ば 井手町役場	0774-82-2001	い で ちょうきょういく い いんかい 井手町教育委員会	0774-82-4333
う じ た わらちょうやく ば 宇治田原町役場	0774-88-2250	う じ た わらちょうきょういく い いんかい 宇治田原町教育委員会	0774-88-5850
せい か ちょうやく ば 精華町役場	0774-94-2004	せい か ちょうきょういく い いんかい 精華町教育委員会	0774-95-1906
かさ ぎ ちょうやく ば 笠置町役場	0743-95-2301	そうらくとう ぶ こういきれんごうきょういく い いんかい 相楽東部広域連合教育委員会	0774-78-4335
わ づかちょうやく ば 和束町役場	0774-78-3001		
みなみやましろむらやく ば 南山城村役場	0743-93-0101		
かめおか し やくしよ 亀岡市役所	0771-22-3131	かめおか し きょういく い いんかい 亀岡市教育委員会	0771-25-5053
なんたん し やくしよ 南丹市役所	0771-68-0001	なんたん し きょういく い いんかい 南丹市教育委員会	0771-68-0056
きょうたん ば ちょうやく ば 京丹波町役場	0771-82-0200	きょうたん ば ちょうきょういく い いんかい 京丹波町教育委員会	0771-84-0028
あや べ し やくしよ 綾部市役所	0773-42-3280	あや べ し きょういく い いんかい 綾部市教育委員会	0773-42-3280 (市役所代表)
ふく ち やま し やくしよ 福知山市役所	0773-22-6111	ふく ち やま し きょういく い いんかい 福知山市教育委員会	0773-24-7062
まいづる し やくしよ 舞鶴市役所	0773-62-2300	まいづる し きょういく い いんかい 舞鶴市教育委員会	0773-66-1072
みや づ し やくしよ 宮津市役所	0772-22-2121	みや づ し きょういく い いんかい 宮津市教育委員会	0772-22-2121 (市役所代表)
きょうたん ご し やくしよ 京丹後市役所	0772-69-0001	きょうたん ご し きょういく い いんかい 京丹後市教育委員会	0772-69-0620
い ね ちょうやく ば 伊根町役場	0772-32-0501	い ね ちょうきょういく い いんかい 伊根町教育委員会	0772-32-0718
よ さ の ちょうやく ば 与謝野町役場	0772-43-9000	よ さ の ちょうきょういく い いんかい 与謝野町教育委員会	0772-43-9025
		よ さ の ちょうみや づ し ちゅうがっこうくみあいきょういく い いんかい 与謝野町宮津市中学校組合教育委員会	0772-43-9025
きょう と し やくしよ 京都市役所	075-222-3111	きょう と し きょういく い いんかい 京都市教育委員会	075-222-3767

ふくし じ む しょ い ち ら ん
福祉事務所一覧

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号	所管市区町村
京都府山城広域振興局 (健康福祉部乙訓保健所)	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-933-1154	大山崎町
京都府山城広域振興局 (健康福祉部山城北保健所祿喜分室)	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-63-5747	久御山町 井手町 宇治田原町
京都府山城広域振興局 (健康福祉部山城南保健所)	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0208	笠置町 和束町 精華町 南山城村
京都府南丹広域振興局 (健康福祉部南丹保健所)	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363	京丹波町
京都府丹後広域振興局 (健康福祉部丹後保健所)	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4302	伊根町 与謝野町
福知山市福祉事務所	620-8501	福知山市字内記13の1	0773-24-7012	福知山市
舞鶴市福祉事務所	625-8555	舞鶴市字北吸1044	0773-66-1010	舞鶴市
舞鶴市福祉事務所 (舞鶴市役所西支所)	624-0853	舞鶴市字南田辺1	0773-77-2253	
綾部市福祉事務所	623-8501	綾部市若竹町8の1	0773-42-4257	綾部市
宇治市福祉事務所	611-8501	宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141	宇治市
宮津市福祉事務所	626-0018	宮津市字浜町3012(宮津市シーサイドマート ミッブル4階 宮津市福祉・教育総合プラザ)	0772-45-1623	宮津市
亀岡市福祉事務所	621-8501	亀岡市安野野々神8	0771-25-5030	亀岡市
城陽市福祉事務所	610-0195	城陽市寺田東ノ口17	0774-56-4034	城陽市
向日市福祉事務所	617-8772	向日市寺戸町小佃5の1	075-931-1111	向日市
長岡京市福祉事務所	617-8501	長岡京市開田1丁目1の1	075-955-9517	長岡京市
八幡市福祉事務所	614-8093	八幡市三本橋59の9	075-983-1111	八幡市
京田辺市福祉事務所	610-0393	京田辺市田辺80	0774-63-1122	京田辺市
京丹後市福祉事務所	627-0012	京丹後市峰山町杉谷691	0772-69-0310	京丹後市
南丹市福祉事務所	622-8651	南丹市園部町小桜町47	0771-68-0007	南丹市
木津川市福祉事務所	619-0286	木津川市木津南垣外110の9	0774-79-0307	木津川市
北福祉事務所	603-8511	京都市北区紫野東御所田町33-1	075-432-1181(代表)	北区
上京福祉事務所	602-8511	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285	075-441-0111(代表)	上京区
左京福祉事務所	606-8511	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7の2	075-702-1000(代表)	左京区
中京福祉事務所	604-8588	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-812-0061(代表)	中京区
東山福祉事務所	605-0862	京都市東山区清水5丁目130の8	075-561-1191(代表)	東山区
山科福祉事務所	607-8511	京都市山科区榎辻池尻町14の2	075-592-3050(代表)	山科区
下京福祉事務所	600-8588	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608の8	075-371-7101(代表)	下京区
南福祉事務所	601-8511	京都市南区西九条南田町1の3	075-681-3111(代表)	南区
右京福祉事務所	616-8511	京都市右京区太秦下刑部町12	075-861-1101(代表)	右京区
右京区京北出張所	601-0292	京都市右京区京北周山町上寺田1-1	075-852-0300(代表)	
西京福祉事務所	615-8522	京都市西京区上桂森下町25の1	075-381-7121(代表)	西京区
洛西福祉事務所	610-1198	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1の2	075-332-8111(代表)	
伏見福祉事務所	612-8511	京都市伏見区鷹匠町39の2	075-611-1101(代表)	伏見区
深草福祉事務所	612-0861	京都市伏見区深草向畑町93の1	075-642-3101(代表)	
醍醐福祉事務所	601-1366	京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-0003(代表)	

しゃかいふく し きょう ぎ かい そうだんまどぐち いちらん
社会福祉協議会(相談窓口)一覧

社協名	郵便番号	社協所在地	電話番号
北 京 区	603-8143	北区小山上総町3	075-441-1900
上 京 区	602-0931	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 上京区総合庁舎2階	075-432-9535
左 京 区	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター内	075-723-5666
中 京 区	604-8316	中京区大宮通御池下ル三坊大宮町121-2 中京区地域福祉センター内	075-822-1011
東 山 区	605-0863	東山区五条通大和大路東入ル5丁目梅林町576-5「やすらぎ・ふれあい館」内	075-551-4849
山 科 区	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館内	075-593-1294
下 京 区	600-8166	下京区花屋町通室町西入ル乾町292 下京総合福祉センター内	075-361-1881
南 京 区	601-8321	南区吉祥院西定成町32 南老人福祉センター内	075-671-0709
右 京 区	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3 右京合同福祉センター内	075-865-1150
西 京 区	615-8156	西京区榎原百々ヶ池31番地の18 西京ふれあい地域福祉センター内	075-394-5711
伏 見 区	612-8318	伏見区紙子屋町544 伏見社会福祉総合センター内	075-604-6541
伏見区・醍醐分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館 京都市醍醐老人福祉センター内	075-575-2070
福 知 山 市	620-0035	福知山市字内記10番地の18 福知山市総合福祉会館内	0773-25-3211
舞 鶴 市	625-0087	舞鶴市字余部下1167 舞鶴市中総合会館内	0773-62-7044
綾 部 市	623-0012	綾部市川糸町南古屋敷5-1 綾部市福祉ホール内	0773-43-2881
宇 治 市	611-0021	宇治市宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館内	0774-22-5650
宮 津 市	626-0041	宮津市字鶴賀2085 宮津市福祉センター内	0772-22-2090
亀 岡 市	621-0806	亀岡市余部町樋又61-1 ガレリアかめおかふれあいプラザ内	0771-23-6711
城 陽 市	610-0121	城陽市寺田東ノ口17 城陽市立福祉センター内	0774-56-0909
向 日 市	617-0002	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	075-932-1961
長 岡 京 市	617-0833	長岡京市神足2丁目3番1号 長岡京市総合生活支援センター	075-963-5508
八 幡 市	614-8022	八幡市八幡東浦5番地 八幡市立福祉会館内	075-983-4450
京 田 辺 市	610-0332	京田辺市興戸犬伏5-8 京田辺市社会福祉センター内	0774-62-2222
京 丹 後 市	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷3464 京丹後市弥栄庁舎内	0772-65-2100
南 丹 市	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地	0771-72-3220
木 津 川 市	619-0214	木津川市木津川端19 老人福祉センター内	0774-71-9559
大 山 崎 町	618-0091	大山崎町字円明寺小字百々10-2 福祉センター「なごみの郷」内	075-957-4100
久 御 山 町	613-0043	久御山町大字島田小字ミスノ11 地域福祉センター「さつき苑」内	075-631-0022
井 手 町	610-0302	井手町大字井手小字東前田23番地 老人福祉センター「玉泉苑」内	0774-82-3499
宇 治 田 原 町	610-0252	宇治田原町大字荒木小字天皇2 老人福祉センター「やすらぎ荘」内	0774-88-3294
笠 置 町	619-1303	笠置町大字笠置小字西通90-1 老人福祉センター内	0743-95-2750
和 束 町	619-1212	和束町大字釜塚小字生水15 社会福祉センター内	0774-78-3312
精 華 町	619-0243	精華町大字南福八妻小字砂留22-1 地域福祉センター「かしのき苑」内	0774-94-4573
南 山 城 村	619-1411	南山城村大字北大河原小字大稲葉4 南山城村保健福祉センター内	0743-93-1201
京 丹 波 町	622-0311	京丹波町和田田中6-1 瑞穂保健福祉センター内	0771-86-1440
伊 根 町	626-0413	伊根町字泊1 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内	0772-32-0176
与 謝 野 町	629-2311	与謝野町字幾地908 野田川老人憩の家内	0772-43-0294
福知山市所	三和支所 620-1442	福知山市三和町千束515番地 市役所三和支所内	0773-58-3713
	夜久野支所 629-1322	福知山市夜久野町平野1030番地 ふれあいの里福祉センター内	0773-38-1200
	大江支所 620-0305	福知山市大江町波美235番地 老人福祉センター舟越会館内	0773-56-0224
京丹後市所	峰山支所 627-0012	京丹後市峰山町杉谷691	0772-62-4128
	大宮支所 629-2501	京丹後市大宮町口大野140 京丹後市大宮福祉会館内	0772-64-2037
	網野支所 629-3101	京丹後市網野町網野385-1 京丹後市網野健康福祉センター内	0772-72-0797
	丹後支所 627-0201	京丹後市丹後町間人545-1 京丹後市丹後老人福祉センター内	0772-75-0808
	久美浜支所 629-3405	京丹後市久美浜町814 京丹後市久美浜庁舎内	0772-82-0008
南丹市事務所	園部事務所 622-0014	南丹市園部町上本町南2番地22 南丹市園部公民館内	0771-62-4125
	八木事務所 629-0134	南丹市八木町西山崎17番地 南丹市八木デイサービスセンター内	0771-42-5480
	日吉事務所 629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4	0771-72-0947
	美山事務所 601-0751	南丹市美山町安掛下8番地 南丹市美山保健福祉センター内	0771-75-0020
木津川市所	山城支所 619-0204	木津川市山城町椿井北代102番地 山城保健センター内	0774-86-4151
	木津支所 619-0214	木津川市木津川端19番地 木津老人福祉センター内	0774-72-5532
	加茂支所 619-1127	木津川市南加茂台6丁目3番地 加茂ふれあいセンター内	0774-76-4338
京丹波町所	丹波支所 622-0213	京丹波町須知鍋倉1番地1 丹波福祉センター内	0771-82-0126
	瑞穂支所 622-0311	京丹波町和田田中6番地1 京丹波町瑞穂保健福祉センター内	0771-86-1440
	和知支所 629-1121	京丹波町本庄今福13 高齢者コミュニティセンター内	0771-84-1833
与謝野町所	加悦支所 629-2403	与謝野町字加悦433番地5 与謝野町商工会加悦支所内	0772-42-7553
	岩滝支所 629-2262	与謝野町字岩滝2272番地1 岩滝ふれあいセンター内	0772-46-5556
	野田川支所 629-2311	与謝野町字幾地908番地 野田川老人憩の家内	0772-43-0294
京 都 市	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上ル梅湊町83-1「ひと・まち交流館京都」内	075-354-8734
京 都 府	604-0874	中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館内5階	075-252-6293

かくせい ど たいしょういちらん 各制度対象一覧

下記の一覧は参考となりますので、各制度については該当ページ及び申請書類等で必ず御確認ください。

※表中に「○」がある場合でも、条件によっては受給できない場合があります。

	制 度 名	頁	所得基準あり	要 件					種 別			備 考
				生活保護	母子家庭	母子父子家庭	交通遺児	その他	支給	免除・減免	貸与	
ため・幼児の 乳小	母子家庭奨学金【支給】	9			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	10					○		○			
	第3子以降保育料無償化事業補助金【免除（補助）】	11	○							○※		※市町村に対し交付
	就学奨励費【支給】	12						○	○			
ため 学小	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】	14		○					○			
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】	15				○					○	
小 学 生 の た め に	母子家庭奨学金【支給】	17			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	18					○		○			
	生活保護法による「教育扶助」「生活扶助（一時扶助）」【支給】	19		○					○			
	就学援助費【支給】	20	○						○			
	就学奨励費（特別支援学級等）【支給】	21						○	○			
	就学奨励費（特別支援学校）【支給】	22						○	○			
	私立中学校等修学支援金【学校に支給】	23	○					○	○※			※学校（私立）に支給
	修学旅行援助金【支給】	24		○					○			
	外国人学校在学者への修学援助【支給】	25		○				○	○			
ため 学中	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】	27		○					○			
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】	28				○					○	
中 学 生 の た め に	母子家庭奨学金【支給】	30			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	31					○		○			
	生活保護法による「教育扶助」【支給】	32		○					○			
	就学援助費【支給】	33	○						○			
	就学奨励費（特別支援学級等）【支給】	34						○	○			
	就学奨励費（特別支援学校）【支給】	35						○	○			
	私立中学校等修学支援金【学校に支給】	36	○					○	○※			※学校（私立）に支給
	修学旅行援助金【支給】	37		○					○			
	外国人学校在学者への修学援助【支給】	38		○					○			
高 等 学 校 等 入 学 準 備 の た め に	生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】	40		○					○			
	高校生給付型奨学金【支給】	41	○						○			
	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】	43	○								○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】	44				○					○	
	高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】	46	○								○	
	高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】	48	○								○	
	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】	50	○					○			○	

かくせい ど たいしょういちらん 各制度対象一覧

下記の一覧は参考となりますので、各制度については該当ページ及び申請書類等で必ず御確認ください。

※表中に「○」がある場合でも、条件によっては受給できない場合があります。

	制 度 名	頁	所得基準あり	要 件					種 別			備 考
				生活保護	母子家庭	母子父子家庭	交通遺児	その他	支給	免除・減免	貸与	
高校生等のために	生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】	53		○					○			
	高校生給付型奨学金【支給】	54	○						○			
	奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）【支給】	56	○						○			
	母子家庭奨学金等【支給】	57			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	58					○		○			
	就学奨励費（特別支援学校）【支給】	60						○	○			
	高等学校生徒通学費補助金【支給】	61	○					○	○			
	定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金	63						○	○			
	定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】	64	○					○			○	
	公立高校就学支援金【学校に支給】	65	○						○※			※学校（公立）に支給
	高等学校等就学支援金【学校に支給】	66	○						○※			※学校（私立）に支給
	私立高等学校あんしん修学支援事業【授業料減免・学費軽減】	67	○						○※			※学校（私立）に支給
	兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減	68	○					○		○		
	私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】	69	○						○※			※学校（私立）に支給
	生活福祉資金貸付金「教育支援資金（教育支援費）」【無利子貸付】	70	○								○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】	71				○					○	
	高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】	72	○								○	
	高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】	74	○								○	
	高等教育の授業料等減免	76	○							○※		※学校に交付
	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】	77	○					○			○	
	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】	79	○					○	○			
大学等入学準備のために	生活保護法による「進学準備給付金」【支給】	82		○					○			
	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】	83	○								○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】	84				○					○	
	高等教育の授業料等減免	86	○							○※		※学校に交付
	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】	87	○					○			○	
	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】	89	○					○	○			
卒業後の就職準備のために	生活保護法による「生業扶助（技能習得費）」【支給】	92		○					○			
	生活保護法による「生業扶助（就職支度費）」【支給】	93		○					○			
	技能習得資金・入所支度金【支給】	94	○						○			
	訓練手当・入校支度金【支給】	95						○	○			
	障害者等職場適応訓練手当【支給】	96						○	○			
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」「就職支度資金」【無利子貸付】	97				○					○	
	看護師等修学資金【無利子貸付】	98						○			○	
	介護福祉士等修学資金【無利子貸付】	99						○			○	
	保育士修学資金【無利子貸付】	100						○			○	
	児童手当【支給】	102						○	○			
参考資料	児童扶養手当【支給】	103				○		○	○			
	特別児童扶養手当【支給】	104						○	○			
	障害児福祉手当【支給】	105						○	○			
	母子福祉団体小口資金貸付【無利子貸付】	106			○			○			○	

第1編 乳・幼児のために

乳・幼児のために

ぼ し か ていしょうがくきん
母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																					
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、乳幼児を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.10）を受けておられる方は、対象者となりません。																					
し 支 給 額	子ども1人につき 年額11,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																					
しん 申 請 時 期 お よ び し 支 給 時 期	<table><tr><th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table>				対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																			
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村（京都市を除く。）で配布しています。																					
と あ わ さ き 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																					
び 備 考	毎年度申請が必要です。																					

乳・幼児のために

こうつう い じ しょうがくきんとう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内容	交通事故により親等を失った乳幼児に、奨学金を支給します。																				
たい 対象者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った乳幼児 ※母子家庭奨学金（P. 9）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。																				
し 支給額	子ども1人につき 年額11,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																				
しん 申請時期 および し 支給時期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> </tbody> </table>			対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																				
と 問い合わせ先	くわしくは、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																				
び 備考	毎年度申請が必要です。																				

第3子以降保育料無償化事業補助金【免除（補助）】

ない 内 容	保育所等に入所・入園されている3人目以降のお子さんの保育料を免除（補助）します。 ※府が保護者の方に直接支給するのではなく、3人目以降の保育所等の保育料の免除を行う市町村に免除額の1／2を補助金として交付するものです。
たい 対 象 者	次の①、②いずれにも該当される方 ① 満18歳未満のお子さん（ただし、18歳に達する日以後最初の年度末までの間を含む。）を3人以上扶養している世帯で、3人目以降のお子さんを、保育所等に入所・入園されている方 ② 市町村民税所得割が一定基準以下の方 ※お住まいの市町村によっては、上記内容が異なる場合がありますので、市町村にお問い合わせ下さい。
めん 免 除 額	3人目以降の保育料全額
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。
び 備 考	

特別支援学校（幼稚部）幼児のために

しゅうがくしょうれい ひ
就学奨励費【支給】

ない 内	よう 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。																																																																							
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府立特別支援学校幼稚部に在学されている幼児																																																																						
し 支	きゅう 給	がく 額	○対象となる経費及び補助限度額																																																																						
			<table><tr><th colspan="3">区 分 ※</th><th>I</th><th>II</th><th>III</th></tr><tr><td colspan="3">学校給食費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="5">交 通 費</td><td rowspan="2">通学費</td><td>本人経費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr><tr><td>付添人経費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr><tr><td rowspan="2">帰省費</td><td>本人経費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr><tr><td>39往復分</td><td>付添人経費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr><tr><td colspan="2">交流及び共同学習費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費</td><td>寝具購入費</td><td>5,510円</td><td>2,755円</td><td>－</td></tr><tr><td>日用品等購入費</td><td>141,560円</td><td>70,780円</td><td>－</td></tr><tr><td>食費</td><td>156,210円</td><td>78,105円</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">修 学 旅 行 費</td><td rowspan="2">校 外 活 動 等 参 加 費</td><td>本人経費</td><td>1,600円</td><td>800円</td><td>－</td></tr><tr><td>付添人経費</td><td>2,390円</td><td>1,195円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="3">学用品等購入費</td><td>8,680円</td><td>4,340円</td><td>－</td></tr></table>				区 分 ※			I	II	III	学校給食費			実費	実費の1/2	－	交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費	付添人経費	実費	実費	実費	帰省費	本人経費	実費	実費	実費	39往復分	付添人経費	実費	実費	実費	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費		寝具購入費	5,510円	2,755円	－	日用品等購入費	141,560円	70,780円	－	食費	156,210円	78,105円	－	修 学 旅 行 費	校 外 活 動 等 参 加 費	本人経費	1,600円	800円	－	付添人経費	2,390円	1,195円	－	学用品等購入費			8,680円	4,340円	－
区 分 ※			I	II	III																																																																				
学校給食費			実費	実費の1/2	－																																																																				
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費																																																																				
		付添人経費	実費	実費	実費																																																																				
	帰省費	本人経費	実費	実費	実費																																																																				
		39往復分	付添人経費	実費	実費	実費																																																																			
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2																																																																				
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費		寝具購入費	5,510円	2,755円	－																																																																				
		日用品等購入費	141,560円	70,780円	－																																																																				
		食費	156,210円	78,105円	－																																																																				
修 学 旅 行 費	校 外 活 動 等 参 加 費	本人経費	1,600円	800円	－																																																																				
		付添人経費	2,390円	1,195円	－																																																																				
学用品等購入費			8,680円	4,340円	－																																																																				
			※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。																																																																						
しん 申	せい 請	じ 時 期 及 び し きゅう 給 時 期	学校によって異なります。																																																																						
しん 申	せい 請	て づ き 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。																																																																						
と 問	あ い さ き 合 せ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。																																																																							
び 備	こう 考	※金額については、令和2年度見込みです。																																																																							

第2編 しょうがっこうにゅうがくじゅん び 小学校入学準備のために

小学校入学準備のために

せいかつ ほ ご ほう

せいかつ ふ じょ

いち じ ふ じょ

し きゅう

生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】

第2編

小学校入学準備のために

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学童（学生）服・カバン・靴等の購入費）を支給します。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度小学校に入学される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」	
		区 分	内 容	支給額
		入学準備金	入学時の学童服、ランドセル、カバン、靴等	64,300円以内
【参考】入学準備金以外に、生活保護法の「教育扶助」（P.19）として下の表の経費が支給されます。				
		区 分	内 容	基準額
		基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費 【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,600円
		学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等	月額850円以内
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費	実費支給
		学校給食費	保護者が負担する学校給食費	実費支給
		校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	実費支給
		通学交通費	通学に必要な最小限度の額	実費支給
		学習支援費	課外クラブ活動費	実費支給 （年間上限額 16,000円以内）
と 問	あわ い	さき 合	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。	
び 備	こう 考		特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.22）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。	

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

第2編

小学校入学準備のために

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方
かし 貸 付 額	子ども1人につき63,100円以内
しん 申 請 時 期	入学前
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申 請 手 続	※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。 申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和2年3月現在のものです、変更となる場合があります。

第3編 しょうがくせい小学生のために

ぼ し か ていしょうがくきん
母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																					
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.18）を受けておられる方は、対象者となりません。																					
し 支 給 額	子ども1人につき 年額21,500円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																					
しん 申 請 時 期 およ び し 支 給 時 期	<table><tr><th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table>				対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																			
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村（京都市を除く。）で配布しています。																					
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																					
び 備 考	毎年度申請が必要です。																					

こうつう い じ しょうがくきんとく し きゅう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内	よう 容	交通事故により親等を失った小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に、奨学金を支給します。																			
たい 対	しょう 象	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。） ※母子家庭奨学金（P.17）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。																			
し 支	きゅう 給	がく 額	子ども1人につき 年額21,500円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																		
しん 申	せい 請	じ 時	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）																		
お よ	び	し 支	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> </tbody> </table>	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続 申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																		
と 問	あわ い	さき 合	先 くわしくは、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																		
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。																			

小学生のために

せいかつ ほ ご ほう

きょういく ふ じょ

せいかつ ふ じょ

いちじ ふ じょ

し きゅう

生活保護法による「教育扶助」「生活扶助(一時扶助)」「支給」

第3編

小学生のために

ない 内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な費用（学用品・通学用品の購入費、学校給食費等）を支給します。			
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯の小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）			
し 支 給 額	○生活保護法の「教育扶助」			
	区 分	内 容		基準額
	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,600円
	学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等		月額850円以内
	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給
	学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給
	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給
	通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給
	学習支援費	課外クラブ活動費等		実費支給 （年間上限額 16,000円以内）
	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」			
区 分	内 容		支給額	
被服費	第4学年進級時の学童服等		14,000円以内	
修学旅行費については、就学援助費（P.20）				
修学旅行の準備にかかる費用については、修学旅行援助金(P.24）				
} でそれぞれ申請 してください。				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。			
び 備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.22）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。			

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

小学生のために

しゅうがくえんじょ ひ
就学援助費【支給】

第3編

小学生のために

ない 内 容	経済的な理由によって、就学が困難な小学生の保護者に対して、学用品費等の一部を援助します。
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯 生活保護を受給されていないが、経済的に困難な世帯
し きゅう がく 支 給 額	※支給項目、支給額は市町村により異なります。 1 要保護者 修学旅行費、医療費等 (生活保護法による「教育扶助」(P.19)で給付されるもの以外のもの) 2 準要保護者 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費 等 注：医療費・・・学校保健安全法に定める疾病（学校病）を治療するために、保護者が負担する費用のみ
しん せい じ き 申 請 時 期	市町村及び学年によって異なります。
しん せい て つづき 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、学校又はお住まいの地域の市町（組合）教育委員会に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。
と あわ さき 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P. 3）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

小学生のために

しゅうがくしょうれい ひ とくべつ し えんがっきゅうとう し きゅう
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】

ない 内 容	小学校の特別支援学級等で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。																																			
たい 対 象 者	学校教育法施行令第22条の3に規程する障害の程度に該当する児童又は特別支援学級に就学する児童 ※生活保護法による「教育扶助」（P.19）、「就学援助費」（P.20）を受給されている場合は、一部経費のみ対象となります。																																			
し 支 給 額	下の支給額は、国が定めている単価（令和2年度見込み）であり、支給項目及び支給額は市町村によって異なります。 ○対象となる経費及び補助限度額 <table><tr><th>区 分 ※</th><th>I・Ⅱ</th><th>Ⅲ</th></tr><tr><td>学校給食費</td><td>実費の1/2</td><td>－</td></tr><tr><td>通学費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td>交流及び共同学習交通費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td>修学旅行費</td><td>10,790円</td><td>－</td></tr><tr><td>宿泊を伴わない校外活動等参加費</td><td>800円</td><td>－</td></tr><tr><td>宿泊を伴う校外活動等参加費</td><td>1,845円</td><td>－</td></tr><tr><td>学用品等購入費</td><td>5,820円</td><td>－</td></tr><tr><td>新入学児童学用品費等</td><td>25,555円</td><td>－</td></tr><tr><td>体育実技用具費（スキー等）</td><td>13,255円</td><td>－</td></tr><tr><td>拡大教材費</td><td>1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）</td><td>－</td></tr></table> ※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。			区 分 ※	I・Ⅱ	Ⅲ	学校給食費	実費の1/2	－	通学費	実費	実費の1/2	交流及び共同学習交通費	実費	実費の1/2	修学旅行費	10,790円	－	宿泊を伴わない校外活動等参加費	800円	－	宿泊を伴う校外活動等参加費	1,845円	－	学用品等購入費	5,820円	－	新入学児童学用品費等	25,555円	－	体育実技用具費（スキー等）	13,255円	－	拡大教材費	1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	－
区 分 ※	I・Ⅱ	Ⅲ																																		
学校給食費	実費の1/2	－																																		
通学費	実費	実費の1/2																																		
交流及び共同学習交通費	実費	実費の1/2																																		
修学旅行費	10,790円	－																																		
宿泊を伴わない校外活動等参加費	800円	－																																		
宿泊を伴う校外活動等参加費	1,845円	－																																		
学用品等購入費	5,820円	－																																		
新入学児童学用品費等	25,555円	－																																		
体育実技用具費（スキー等）	13,255円	－																																		
拡大教材費	1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	－																																		
しん 申 請 時 期	市町村によって異なります。																																			
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。																																			
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P.3）にお問い合わせください。																																			
び 備 考	毎年度申請が必要です。																																			

特別支援学校（小学部）児童のために

しゅうがくしょうれい ひ とくべつ し えんがっこう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

第3編

小学生のために

ない 内	よう 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府立特別支援学校小学部に在学されている児童			
し 支	きゅう 給	がく 額	○対象となる経費及び補助限度額			
			区 分 ※1	I	Ⅱ	Ⅲ
			学校給食費	実費	実費の1/2	－
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費	
		付添人経費	1～3年生 4～6年生 ※2	実費 実費		
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費	
		付添人経費	実費	実費	実費	
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2	
寄宿舎居住に伴う 経費		寝具購入費	5,510円	2,755円	－	
		日用品等購入費	141,560円	70,780円	－	
		食費	148,850円	74,425円	－	
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	21,580円	10,790円	－	
		付添人経費 ※3	33,730円	16,865円	－	
	校外活動等 参加費	本人経費	18,580円	9,290円	－	
		付添人経費	1～3年生 27,870円 4～6年生※2 27,870円	1～3年生 13,935円 4～6年生※2 13,935円	－	
学用品等購入費			11,640円	5,820円	－	
拡大教材費 1 ページあたり42円を限度として 算定した額			1冊あたり限度 10,500円	I の1/2	－	
新入学児童学用品費等			51,110円	25,555円	－	
※1 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。						
※2 4～6年生の通学費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、 肢体不自由又は重度・重複障害の児童の付添人となります。						
※3 修学旅行費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の児童の 付添人となります。						
しん 申	せい 請	じ 時 期 及 び し きゅう じ き 支 給 時 期	学校によって異なります。			
しん 申	せい 請	て づ き 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出して ください。 ▶申請書は、学校から配布されます。			
と 問	あ い わ せ 先	さ き	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課 （TEL075-414-5835）にお問い合わせください。			
び 備	こう 考		毎年度申請が必要です。 ※金額については、令和2年度見込みです。			

小学生のために

し りつちゅうがっこうとうしゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
私立中学校等修学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立小学校等に在籍されている児童の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対	しょう 象	しゃ 者 年収400万円未満程度の世帯のお子さんで、私立小学校等に在学されている方 ※年収は目安であり、家族の状況等により異なります。詳細は申請書類でご確認ください。
し 支	きゅう 給	がく 額 年額100,000円
しん 申	せい 請	じ 時 期 学校によって異なります。
し 支	きゅう 給	じ 時 期 学校によって異なります。
しん 申	せい 請	て 手 続 学校から案内があります。 学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 所得が分かる書類が必要です。
と 問	あわ い	さき 先 くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	毎年度手続きが必要です。 別途、アンケートにご協力いただく必要があります。

第3編

小学生のために

小学生のために

 しゅうがくりょこうえんじょきん
 修学旅行援助金【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、修学旅行に行くために必要な物品を購入するための費用を援助します。
たい 対	しょう 象	京都府内（京都市除く。）に居住する、生活保護を受給されている世帯の小学生が修学旅行に行くために必要な物品（カバン、肌着、靴、靴下等）の購入費用を負担される方
し 支	きゅう 給	子ども1人につき5,800円
しん 申	せい 請	時期
およ 及	し 支	給
し 支	きゅう 給	時期
しん 申	せい 請	手続
と 問	あわ い	合せ先
び 備	こう 考	

初級学校生のために

がいこくじんがっこうざいがくしゃ しゅうがくえんじょ しきゅう
外国人学校在学者への修学援助【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている日本国籍を有しない方のお子さんが、修学のために必要な費用（学用品、通学用品等の購入費、学校給食費等）を支給します。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住する生活保護を受給されている世帯の方で、学校法人京都朝鮮学園の設置する初級学校に通うお子さんの修学のための費用を負担される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	生活保護法の教育扶助等の基準額に準じて支給	
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続	申請書に必要事項を記入して、在学されている学校に提出してください。
と 問	あわ い	さき 合	先	くわしくは、京都府庁健康福祉部地域福祉推進課（生活保護医療担当）（TEL075-414-4557又は4564）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	毎年度、申請が必要です。		

第4編

中学校入学準備のために

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅん び 中学校入学準備のために

中学校入学準備のために

せいかつ ほ ご ほう せいかつ ふ じょ いち じ ふ じょ し きゅう
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学生服・カバン・靴等の購入費）を支給します。				
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度中学校に入学される方			
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」			
			区 分	内 容	支給額	
			入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等	81,000円以内	
			【参考】入学準備金以外に、生活保護法による「教育扶助」（P.32）として下の表の経費が支給されます。			
			区 分	内 容	基準額	
			基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額5,100円
			学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額770円以内
			教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給
			学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給
			校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給			
学習支援費	課外クラブ活動費等		実費支給 (年間上限額 59,800円以内)			
と 問	あわ い	さき 合	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。			
び 備	こう 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.35）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。				

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

中学校入学準備のために

ぼ し ふ し か ふ ふく し し きんかしつけきん しゅうがく し たく し きん
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内	よう 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方	
かし 貸	つけ 付	がく 額	子ども1人につき79,500円以内	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	入学前
かし 貸	つけ 付	じ 時	き 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。 申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備	こう 考			

※表中の金額は令和2年3月現在のものです、変更となる場合があります。

第5編 ちゅうがくせい 中学生のために

第5編

ちゅうがくせい 中学生のために

ぼ し か ていしょうがくきん
母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																					
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.31）を受けておられる方は、対象者となりません。																					
し 支 給 額	子ども1人につき 年額43,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																					
しん 申 請 時 期 および し 支 給 時 期	<table><tr><th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table>				対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																			
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村（京都市を除く。）で配布しています。																					
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																					
び 備 考	毎年度申請が必要です。																					

こうつう い じ しょうがくきんとく し きゅう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内 容	交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に、奨学金を支給します。																				
たい 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。） ※母子家庭奨学金（P.30）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。																				
し 支 給 額	子ども1人につき 年額43,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																				
しん 申 請 時 期 およ 及び し 支 給 時 期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> </tbody> </table>			対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																				
び 備 考	毎年度申請が必要です。																				

中学生のために

せいかつ ほ ご ほう きょういく ふ じょ し きゅう
生活保護法による「教育扶助」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な費用（学用品・通学用品の購入費、学校給食費等）を支給します。																																		
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯の中学生（義務教育学校の後期課程、特別支援学校 中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。）																																		
し 支 給 額	○生活保護法の「教育扶助」 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">内 容</th><th>基準額</th></tr><tr><td>基準額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費</td><td>【その他教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費</td><td>月額5,100円</td></tr><tr><td>学級費等</td><td colspan="2">学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額770円以内</td></tr><tr><td>教材代</td><td colspan="2">正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td colspan="2">保護者が負担する学校給食費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>校外活動参加費</td><td colspan="2">宿泊費、施設利用料、交通費等</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>通学交通費</td><td colspan="2">通学に必要な最小限度の額</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学習支援費</td><td colspan="2">課外クラブ活動費</td><td>実費支給 （年間上限額 59,800円以内）</td></tr></table> 修学旅行費については、就学援助費（P.33） 修学旅行の準備にかかる費用については、修学旅行援助金(P.37) でそれぞれ申請 してください。			区 分	内 容		基準額	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額5,100円	学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額770円以内	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給	学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給	通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給	学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 （年間上限額 59,800円以内）
区 分	内 容		基準額																																
基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額5,100円																																
学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額770円以内																																
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給																																
学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給																																
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給																																
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給																																
学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 （年間上限額 59,800円以内）																																
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。																																		
び 備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.35）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																																		

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

しゅうがくえんじょ ひ
就学援助費【支給】

ない 内 容	経済的な理由によって、就学が困難な中学生の保護者に対して、学用品費等の一部を援助します。
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯 生活保護を受給されていないが、経済的に困難な世帯
し 支 給 額	※支給項目、支給額は市町村により異なります。 1 要保護者 修学旅行費、医療費等 (生活保護法による「教育扶助」(P.32)で給付されるものの以外のもの) 2 準要保護者 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費 等 注：医療費・・・学校保健安全法に定める疾病（学校病）を治療するために、保護者が負担する費用のみ
しん 申 請 時 期	市町村及び学年によって異なります。
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、学校又はお住まいの地域の市町（組合）教育委員会に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P. 3）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

中学生のために

しゅうがくしょうれい ひ とくべつ し えんがっきゅうとう
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】

ない 内	よう 容	中学校の特別支援学級等で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。																																																						
たい 対	しょう 象	しゃ 者	学校教育法施行令第22条の3に規程する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒 ※生活保護法による「教育扶助」（P.32）、「就学援助費」（P.33）を受給されている場合は、一部経費のみ対象となります。																																																					
し 支	きゅう 給	がく 額	下の支給額は、国が定めている単価（令和2年度見込み）であり、支給項目及び支給額は市町村等によって異なります。 ○対象となる経費及び補助限度額 <table><tr><th colspan="2">区 分 ※</th><th>I ・ II</th><th>Ⅲ</th></tr><tr><td colspan="2">学校給食費</td><td>実費の1/2</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">通学費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2">職場実習交通費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2">交流及び共同学習交通費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2">修学旅行費</td><td>28,860円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">宿泊を伴わない校外活動等参加費</td><td>1,155円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">宿泊を伴う校外活動等参加費</td><td>3,105円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">学用品等購入費</td><td>11,370円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">新入学生徒学用品費等</td><td>28,990円</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="3">体育実技用具費</td><td>柔道</td><td>3,825円</td><td rowspan="3">－</td></tr><tr><td>剣道</td><td>26,455円</td></tr><tr><td>スキー等</td><td>19,015円</td></tr><tr><td colspan="2">拡大教材費</td><td>1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）</td><td>－</td></tr></table> ※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。		区 分 ※		I ・ II	Ⅲ	学校給食費		実費の1/2	－	通学費		実費	実費の1/2	職場実習交通費		実費	実費の1/2	交流及び共同学習交通費		実費	実費の1/2	修学旅行費		28,860円	－	宿泊を伴わない校外活動等参加費		1,155円	－	宿泊を伴う校外活動等参加費		3,105円	－	学用品等購入費		11,370円	－	新入学生徒学用品費等		28,990円	－	体育実技用具費	柔道	3,825円	－	剣道	26,455円	スキー等	19,015円	拡大教材費		1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）	－
区 分 ※		I ・ II	Ⅲ																																																					
学校給食費		実費の1/2	－																																																					
通学費		実費	実費の1/2																																																					
職場実習交通費		実費	実費の1/2																																																					
交流及び共同学習交通費		実費	実費の1/2																																																					
修学旅行費		28,860円	－																																																					
宿泊を伴わない校外活動等参加費		1,155円	－																																																					
宿泊を伴う校外活動等参加費		3,105円	－																																																					
学用品等購入費		11,370円	－																																																					
新入学生徒学用品費等		28,990円	－																																																					
体育実技用具費	柔道	3,825円	－																																																					
	剣道	26,455円																																																						
	スキー等	19,015円																																																						
拡大教材費		1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）	－																																																					
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	市町村等によって異なります。																																																				
しん 申	せい 請	て 手	づき 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して学校に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村等によって異なります。																																																				
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町(組合)教育委員会等(P. 3)にお問い合わせください。																																																				
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。																																																						

特別支援学校（中学部）生徒のために

しゅうがくしょうれい ひ とくべつ し えんがっこう し きゅう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

内 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。																																																																																																	
対 象 者	京都府立特別支援学校中学部に在学されている生徒																																																																																																	
支 給 額	○対象となる経費及び補助限度額																																																																																																	
<table><tr><th colspan="3">区 分 ※ 1</th><th>I</th><th>Ⅱ</th><th>Ⅲ</th></tr><tr><td colspan="3">学校給食費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="6">交 通 費</td><td rowspan="2">通学費</td><td>本人経費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr><tr><td>付添人経費</td><td>実費※2</td><td>実費※2</td><td>実費※2</td></tr><tr><td rowspan="2">帰省費 39往復分</td><td>本人経費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr><tr><td>付添人経費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr><tr><td colspan="2">職場実習費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2">交流及び共同学習費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td rowspan="3">寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費</td><td colspan="2">寝具購入費</td><td>5,510円</td><td>2,755円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">日用品等購入費</td><td>141,560円</td><td>70,780円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">食費</td><td>148,850円</td><td>74,425円</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="4">修 学 旅 行 費</td><td rowspan="2">修学旅行費</td><td>本人経費</td><td>57,720円</td><td>28,860円</td><td>－</td></tr><tr><td>付添人経費</td><td>82,850円※2</td><td>41,425円※2</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">校外活動等 参加費</td><td>本人経費</td><td>24,660円</td><td>12,330円</td><td>－</td></tr><tr><td>付添人経費</td><td>36,980円※2</td><td>18,490円※2</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="3">学用品等購入費</td><td>22,740円</td><td>11,370円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="3">拡大教材費 1 ページあたり42円を限度として 算定した額</td><td>1冊あたり限度 10,500円</td><td>I の1/2</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="3">新入学生徒学用品費等</td><td>57,980円</td><td>28,990円</td><td>－</td></tr></table>					区 分 ※ 1			I	Ⅱ	Ⅲ	学校給食費			実費	実費の1/2	－	交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費	付添人経費	実費※2	実費※2	実費※2	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費	付添人経費	実費	実費	実費	職場実習費		実費	実費	実費の1/2	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費		5,510円	2,755円	－	日用品等購入費		141,560円	70,780円	－	食費		148,850円	74,425円	－	修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	57,720円	28,860円	－	付添人経費	82,850円※2	41,425円※2	－	校外活動等 参加費	本人経費	24,660円	12,330円	－	付添人経費	36,980円※2	18,490円※2	－	学用品等購入費			22,740円	11,370円	－	拡大教材費 1 ページあたり42円を限度として 算定した額			1冊あたり限度 10,500円	I の1/2	－	新入学生徒学用品費等			57,980円	28,990円	－
区 分 ※ 1			I	Ⅱ	Ⅲ																																																																																													
学校給食費			実費	実費の1/2	－																																																																																													
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費																																																																																													
		付添人経費	実費※2	実費※2	実費※2																																																																																													
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費																																																																																													
		付添人経費	実費	実費	実費																																																																																													
	職場実習費		実費	実費	実費の1/2																																																																																													
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2																																																																																													
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費		5,510円	2,755円	－																																																																																													
	日用品等購入費		141,560円	70,780円	－																																																																																													
	食費		148,850円	74,425円	－																																																																																													
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	57,720円	28,860円	－																																																																																													
		付添人経費	82,850円※2	41,425円※2	－																																																																																													
	校外活動等 参加費	本人経費	24,660円	12,330円	－																																																																																													
		付添人経費	36,980円※2	18,490円※2	－																																																																																													
学用品等購入費			22,740円	11,370円	－																																																																																													
拡大教材費 1 ページあたり42円を限度として 算定した額			1冊あたり限度 10,500円	I の1/2	－																																																																																													
新入学生徒学用品費等			57,980円	28,990円	－																																																																																													
※ 1 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。																																																																																																		
※ 2 通学費付添人経費、修学旅行費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の生徒の付添人となります。																																																																																																		
申 請 時 期 及 び 支 給 時 期	学校によって異なります。																																																																																																	
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。																																																																																																	
問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。																																																																																																	
備 考	毎年度申請が必要です。 ※金額については、令和2年度見込みです。																																																																																																	

中学生のために

し りつちゅうがっこうとうしゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
私立中学校等修学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立中学校等に在籍されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対	しょう 象	しや 者
し 支	きゅう 給	がく 額
しん 申	せい 請	じ 時
し 支	きゅう 給	じ 時
しん 申	せい 請	てつづき 手続
と 問	あわ い	さき 合
び 備	こう 考	

しゅうがくりょこうえんじょきん
修学旅行援助金 【支給】
し きゅう

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、修学旅行に行くために必要な物品を購入するための費用を援助します。
たい 対	しょう 象	京都府内（京都市除く。）に居住する、生活保護を受給されている世帯の中学生が修学旅行に行くために必要な物品（カバン、肌着、靴、靴下等）の購入費用を負担される方
し 支	きゅう 給	子ども1人につき6,800円
しん 申	せい 請	随時
し 支	きゅう 給	随時
しん 申	せい 請	申請書に必要事項を記入し、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）に提出してください。
と 問	あわ い	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	修学旅行費については、就学援助費（P.33）で申請してください。

中級学校生のために

がいこくじんがっこうざいがくしゃ しゅうがくえんじょ しきゅう
外国人学校在学者への修学援助【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている日本国籍を有しない方のお子さんが、修学のために必要な費用（学用品、通学用品等の購入費、学校給食費等）を支給します。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（市域を除く。）に居住する生活保護を受給されている世帯の方で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中級学校に通うお子さんの修学のための費用を負担される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	生活保護法の教育扶助等の基準額に準じて支給	
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続	申請書に必要事項を記入して、在学されている学校に提出してください。
と 問	あわ い	さき 合	先	くわしくは、京都府庁健康福祉部地域福祉推進課（生活保護医療担当）（TEL075-414-4557又は4564）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。		

第6編 こうとうがっこうこうとうにゅうがくじゅん び 高等学校等入学準備のために

第6編

高等学校等入学準備のために

高等学校等入学準備のために

せいかつ ほ ごほう

せいぎょう ふ じょ

こうとうがっこうとうしゅうがく ひ

し きゅう

生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学される際に必要な費用（学用品・制服・カバン・靴の購入費、受験（検）料・入学金等）を支給します。																																										
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部（別科を除く。） ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む就業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合）																																										
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">内 容</td><td>基準額</td></tr><tr><td>基本額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費</td><td>【その他】校外活動費、通学用品等の購入費</td><td>月額5,300円</td></tr><tr><td>学級費</td><td colspan="2">学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額1,780円以内</td></tr><tr><td>教材代</td><td colspan="2">正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>授業料</td><td colspan="2">授業料</td><td>下記※1、※2参照</td></tr><tr><td>入学料</td><td colspan="2">入学料</td><td>公立高校入学料相当額</td></tr><tr><td>入学考査料</td><td colspan="2">入学考査料（受験（検）料）</td><td>30,000円以内</td></tr><tr><td>通学交通費</td><td colspan="2">通学に必要な最小限の額</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>入学準備金</td><td colspan="2">学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費</td><td>87,900円以内</td></tr><tr><td>学習支援費</td><td colspan="2">課外クラブ活動費等</td><td>実費支給 （年間上限額 84,600円以内）</td></tr></table> ※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校（1～3年生）等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校（4・5年生）等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象 ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。			区 分	内 容		基準額	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,300円	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,780円以内	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給	授業料	授業料		下記※1、※2参照	入学料	入学料		公立高校入学料相当額	入学考査料	入学考査料（受験（検）料）		30,000円以内	通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給	入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費		87,900円以内	学習支援費	課外クラブ活動費等		実費支給 （年間上限額 84,600円以内）
区 分	内 容		基準額																																								
基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,300円																																								
学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,780円以内																																								
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給																																								
授業料	授業料		下記※1、※2参照																																								
入学料	入学料		公立高校入学料相当額																																								
入学考査料	入学考査料（受験（検）料）		30,000円以内																																								
通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給																																								
入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費		87,900円以内																																								
学習支援費	課外クラブ活動費等		実費支給 （年間上限額 84,600円以内）																																								
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。																																										
び 備 考	特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.60）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																																										

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

高等学校等入学準備のために

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう
高校生給付型奨学金【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。							
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住し、次のいずれかに該当される方 1 生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校（通信制除く。）又は外国人学校（※1）に修学される方 2 市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国公立・私立高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑥に該当される方 ①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯 ⑥知事が特別に認めた①～⑤に準ずる世帯 注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④については、障害の程度要件があります。 ▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。 ▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。						
し 支	きゅう 給	がく 額	単位：円						
			世帯区分	名 称	種 別	支 給 額		備 考	
			生活保護世帯	入 学 支度金	私立高校	全日制	110,000	－	1年生対象 (1回のみ支給)
					私立高校	定時制	69,000	－	
				奨学金	私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
					私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整を行います。※3
				外国人学校 ※1	全日制	228,000	19,000		
			市町村民税非課税世帯	入 学 支度金	国公立高校	全日制	63,000	－	特別支援学校高等部専攻科を除きます。
					私立高校	定時制			
						通 信 制	45,000	－	1年生対象 (1回のみ支給)
					奨学金	国公立 特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ） 特別支援学校高等部（専攻科を除く。）	192,000	16,000	
						168,000	14,000		
				私立高校（府内）		全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
				私立高校（府外）		全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整を行います。※3
					定時制	288,000	24,000		
					外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000	
				支援金 (学用品費等)	国公立高校 私立高校	全日制 定時制 通信制	1学年につき 60,000	－	・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5
			※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程 ※2 京都府内の私立高校の奨学金については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、支給されません。 ※3 京都府外の私立高校の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び「兵庫県の私立高校に通われている方への学費軽減」との差額を支給します。 ※4 高等専門学校については、高等教育無償化制度が適用されると実質授業料が無償化となることから、支給されません。 ※5 支援金については、表の金額と「奨学のための給付金」との差額を支給します。						

しんせいじき 申請時期	【生活保護世帯】 第1次申請：2月 以降は随時（入学支度金は4月末まで） 【市町村民税非課税世帯】 第1次申請：2月 第2次申請：6月 以降は随時（入学支度金は6月末まで）																											
しきゅうじき 支給時期	<table><tr><td>入学支度金</td><td colspan="3">【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）</td></tr><tr><td rowspan="4">奨学金</td><td></td><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>第1期分（4月～7月まで）</td><td>4月</td><td>4月（1次）、7月（2次）</td></tr><tr><td>第2期分（8月～11月まで）</td><td>8月</td><td>8月</td></tr><tr><td>第3期分（12月～3月まで）</td><td>12月</td><td>12月</td></tr><tr><td colspan="4">※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。</td></tr><tr><td>支援金 （学用品費等）</td><td colspan="3">【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）</td></tr></table>			入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）			奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	第1期分（4月～7月まで）	4月	4月（1次）、7月（2次）	第2期分（8月～11月まで）	8月	8月	第3期分（12月～3月まで）	12月	12月	※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。				支援金 （学用品費等）	【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）		
入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）																											
奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯																									
	第1期分（4月～7月まで）	4月	4月（1次）、7月（2次）																									
	第2期分（8月～11月まで）	8月	8月																									
	第3期分（12月～3月まで）	12月	12月																									
※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。																												
支援金 （学用品費等）	【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）																											
しんせい てづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所（P.2）に提出してください。 【生活保護世帯】 ① 在学証明書 ② 生活保護世帯であることを証明するもの（受給証明書等） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ 【市町村民税非課税世帯】 ① 在学証明書 ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの（市町村民税非課税証明書） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ ④ 支援金利用予定書 ▶身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し ▶長期療養者世帯の方・・・医師の診断書																											
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																											
びこう 備考	同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金） 貸付 （P.46～49、P.72～75） ② 奨学のための給付金 支給 （P.56） ③ 母子家庭奨学金等 支給 （P.57） ④ 交通遺児奨学金等 支給 （P.58～59） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 （P.64） ⑥ 高等学校等就学支援金 学校に支給 （P.66） ⑦ 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減（P.68） ※①～⑦以外にも類似制度により給付等を受けられる場合は、支給額を減額する場合があります。																											

せいかつふく し し きんかしたつけきん きょういく し えん し きん
生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】

ない 内 し きん しゅるい (資金の種類)	1 教育支援費：低所得世帯のお子さんが、高等学校等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※1」の借入ができるまでの「つなぎ資金※2」として、お貸しします。 ※1 「公的な教育支援貸与制度」とは、次の①、②、③の制度です。 ① 高校生等修学支援事業の修学金（P.46～49、P.72～75） ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）（P.44～45、P.71） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（P.50～51、P.77～78） ※2 「つなぎ資金」とは ※1 の①については、4月以降に貸付。②、③についても貸付が4月以降になることがあり、納入しなければならない時期に必要なお金が準備できない場合があります。教育支援費は、①～③のいずれかの制度を申し込まれることを条件に、それらの借り入れができるまでの間、「つなぎ資金」として、一時的にお貸しするものです。 【①～③の貸付を受けられた場合】入学年の12月に一括償還（返済）していただきます。 【①～③の貸付を受けられなかった場合】「つなぎ資金」ではなく、継続してお貸しします。 2 就学支度費：高等学校等への入学に際し、必要な費用をお貸しします。																				
たい 対 象 者 しやう	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、中等教育学校後期課程（中高一貫校の高校）、専修学校（高等課程）、又は高等専門学校に就学される方 ※ 高校生等修学支援事業の「修学支度金」を申請された場合(予約申請を含みます。)は、「2 就学支度費」の貸付を受けることはできません。																				
かし 貸 付 金 額 つけ きん がく	1 教育支援費：6か月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">学校種別等</th><th colspan="2">貸付限度額（月額）</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">高等学校等</td><td>国公立</td><td>18,000</td><td>23,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>30,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td rowspan="2">高等専門学校</td><td>国公立</td><td>21,000</td><td>22,500</td></tr><tr><td>私 立</td><td>32,000</td><td>35,000</td></tr></table> 特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に、特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。 2 就学支度金：500,000円以内	学校種別等		貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	18,000	23,000	私 立	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	21,000	22,500	私 立	32,000	35,000
学校種別等				貸付限度額（月額）																	
		自宅通学	自宅外通学																		
高等学校等	国公立	18,000	23,000																		
	私 立	30,000	35,000																		
高等専門学校	国公立	21,000	22,500																		
	私 立	32,000	35,000																		
しんせい 申請(相談) じ き 時 期	※志望校を決定され、入学パンフレット等で入学にかかる必要経費が確認できた時点（中学3年生の秋頃から）で、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。																				
へん 返 済 期 間 さい き かん	1 教育支援費：「つなぎ資金」は、入学年の12月に一括償還（返済）、それ以外は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内（特別分は4倍以内（ただし最長は20年とする。））（P.70と同様） 2 就学支度費：卒業後3ヶ月以内の据置期間後、8年以内																				
と 問 い 合 せ 先 あわ さき	くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P. 5）にお問い合わせください。																				
び 備 考 こう																					

高等学校等入学準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要の費用（入学金、授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																															
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度、次の①又は②に進学される予定のお子さんを扶養されている方 ① 高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高校課程）に進学 ② 修業施設に入所（修業資金） ※ ①に該当の方・・・修学資金、就学支度資金の貸付が受けられます。 ②に該当の方・・・就学支度資金、修業資金の貸付が受けられます。 ▶ 同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。																																																																															
かし 貸 付 額	○ 修学資金 月額限度額（①に該当の方） 単位：円 <table><tr><th colspan="2">学校等種別</th><th>学年別</th><th>1 年</th><th>2 年</th><th>3 年</th><th>4 年</th><th>5 年</th></tr><tr><td rowspan="4">高 専 等 学 校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">高 等 専 門 学 校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>67,500</td><td>67,500</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>76,500</td><td>76,500</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>79,500</td><td>79,500</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>90,000</td><td>90,000</td></tr></table> ○ 修業資金 月額限度額 68,000円（②に該当の方） ○ 就学支度資金 限度額 単位：円 <table><tr><td rowspan="4">高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>150,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>160,000</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>410,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>420,000</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">修業施設に入所</td><td>自宅通所</td><td>272,000</td></tr><tr><td>自宅外通所</td><td>282,000</td></tr></table>	学校等種別		学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	高 専 等 学 校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			自宅外通学	34,500	34,500	34,500			私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			自宅外通学	52,500	52,500	52,500			高 等 専 門 学 校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000	高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	国公立	自宅通学	150,000	自宅外通学	160,000	私 立	自宅通学	410,000	自宅外通学	420,000	修業施設に入所		自宅通所	272,000	自宅外通所	282,000
学校等種別		学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年																																																																									
高 専 等 学 校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																																											
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																																											
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																																											
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																																											
高 等 専 門 学 校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																																									
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																																									
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500																																																																									
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000																																																																									
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	国公立	自宅通学	150,000																																																																													
		自宅外通学	160,000																																																																													
	私 立	自宅通学	410,000																																																																													
		自宅外通学	420,000																																																																													
修業施設に入所		自宅通所	272,000																																																																													
		自宅外通所	282,000																																																																													
しんせい 申請(相談) じ 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。																																																																															
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。																																																																															

しん せい て つづき 申請手続	申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書（修学資金、修業資金の場合） 合格通知書（就学支度資金の場合） ⑦ 学校案内や学費納入通知・払込通知等必要経費が明らかになるもの ⑧ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び こう 備考	同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金）貸付（P.46～49、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.43、P.70） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸付（P.50～51、P.77～78）

※表中の金額は令和2年3月現在のもので、変更となる場合があります。

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう しゅうがくきん む り し か し つ け ま た り し ほ き ゅ う

高校生等修学支援事業(修学金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
ない 内容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対象者	・高等学校等(下の①～⑤)に進学を希望している生徒 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校	・高等学校等（下の①～④）に進学を希望している生徒の保護者 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程）
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。 同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かし つけ また ゆう し がく 融 資 額	国公立 月額18,000円以内（千円単位） 私立 月額30,000円以内（千円単位） ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
よ やくしんせい て づき 予約申請手続 およ 及び かし つけ じ き 貸 付 時 期	※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。予約申請を希望される場合は、中学校に「手引き」を請求してください。 ・次の①～⑤の流れになります。 ①予約申請書、所得に関する証明書等提出（中学3年生の10月～12月中旬） →中学校へ ②府から予約決定通知を交付 ③合格発表の後、予約本申請書提出（中学3年生の2月～3月中旬） →中学校へ ④進学後、府から貸与決定通知を交付 ⑤貸付（4月末～6月末）	・次の①～⑧の流れになります。 ①利用申込(中学3年生の10月～12月中旬) →中学校へ ②特別融資申込資格認定申請 (中学3年生の2月～3月) ③府から認定証を交付（進学後の4月下旬～） ④金融機関へ申込(進学後の5月～8月末日) ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資（5月上旬～6月中旬） ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑧府から利子補給（翌年の8月）
	※入学後も新規申請が可能です。（5月中旬まで）→（P.72～73）	

かし つけ また 貸 付 又 は ゆう し じ き 融 資 時 期	府から年2回に分けて口座へ振り込み ます。	<table><tr><td>融資方法</td><td>融資時期</td></tr><tr><td>一括</td><td>入学年度の5月～8月</td></tr><tr><td>分割</td><td>初年度5月～8月 次年度以降 4月～</td></tr></table>	融資方法	融資時期	一括	入学年度の5月～8月	分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～
融資方法	融資時期							
一括	入学年度の5月～8月							
分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～							
れんたい ほ しょうにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきま しては、自己負担となります。						
へん さい き かん 返 済 期 間	貸付終了後、20年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後20年以 内)	最初の融資があった月又は翌月から最 長7年以内						
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075- 574-7518)にお問い合わせください。							
び ころ 備 考	▶同種の資金とは、次の①～⑩にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金) 貸付 (P.44～45、P.71) ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.64) ③ 高校生給付型奨学金 支給 (P.41～42、P.54～55) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.58～59) ⑤ 母子家庭奨学金等 支給 (P.57) ⑥ 就学奨励費(特別支援学校) 支給 (P.60) ⑦ 看護師等修学資金 貸付 (P.98) ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与 (P.50～51、P.77～78) ⑨ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付 (P.79～80) ⑩ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福 祉資金貸付金(P.43)について、早期からご相談ください。 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」 (P.40)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4) と事前にご相談ください。							

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょう しゅうがくしたくきん むりしかしつけまた りしほきゅう
高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ない 内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対 象 者	・高等学校等（下の①～⑤）に進学を希望している生徒 ・親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校	・高等学校等（下の①～⑤）に進学を希望している生徒の保護者 ・親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	注1：「高校生等修学支援事業（修学金）（P.46～47）」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のための申請はできません。 注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かし 貸 付 又 は 融 資 額	入学時1回	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額
よ 予 約 申 請 手 続 お よ び かし 貸 付 時 期	※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。（いずれも、P.46～47の修学金とあわせて手続きを行います。）	
	・次の①～④の流れになります。 ①利用希望確認（中学3年生10月～12月中旬） ②貸与申請（中学3年生の2月～3月） ③進学後、府から貸与決定通知を交付 ④貸付（4月末～6月末）	・次の①～⑧の流れになります。 ①利用希望確認（中学3年生の10月～12月中旬） ②特別融資申込資格認定申請（中学3年生の2月～3月） ③府から認定証を交付（進学後の4月下旬～） ④金融機関へ申込（進学後の5月～7月末日） ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資（5月上旬～6月中旬） ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑧府から利子補給（翌年の8月）

れんたい ほ しょうにん 連帯保証人	1 名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきましては、自己負担となります。
へん さい き かん 返済期間	修学金貸付終了後、7 年以内	融資があった月又は翌月から最長 7 年以内
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7518）にお問い合わせください。	
び こう 備考	同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金） 貸付（P.44～45、P.71） ② 高校生給付型奨学金（入学支度金） 支給（P.41～42、P.54～55） ③ 交通遺児奨学金等（入学支度金） 支給（P.58～59） ④ 母子家庭奨学金等（入学支度金） 支給（P.57） ⑤ 生活福祉資金貸付金（就学支度費） 貸付（P.43、P.70） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校） 支給（P.60） ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福祉資金貸付金（P.43）について、早期からご相談ください。 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」（P.40）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）と事前にご相談ください。	

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん たい よ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない 内	よう 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与(貸付)します。 ▶学力・家計等の基準があります。																																																																							
たい 対	しょう 象	高等専門学校へ進学を希望されている中学3年生で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔予約採用〕																																																																							
たい 貸	よ 与	1 第一種奨学金（無利息） （1年～3年） <table><tr><td>学校種別</td><td colspan="2">国・公立</td><td colspan="2">私 立</td><td rowspan="3">※学校種別・通学形態に関わらない</td></tr><tr><td>通学</td><td>自宅</td><td>自宅外</td><td>自宅</td><td>自宅外</td></tr><tr><td>年次</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1年～3年</td><td>21,000円</td><td>22,500円</td><td>32,000円</td><td>35,000円</td><td>10,000円</td></tr></table> （4年・5年） 生計維持者の年収が一定額以上の方（目安：本人、父、母及び中学生の4人世帯で年収686万円を超える場合）は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。 <table><tr><td rowspan="2">進 学 先</td><td colspan="2">国・公立</td><td colspan="2">私立</td></tr><tr><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr><tr><td rowspan="4">大 学</td><td rowspan="2">45,000円</td><td>51,000円</td><td>54,000円</td><td>64,000円</td></tr><tr><td>40,000円</td><td>40,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>30,000円</td><td>30,000円</td><td>30,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>30,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)</td><td>45,000円</td><td>51,000円</td><td>53,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">30,000円</td><td>40,000円</td><td>40,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>30,000円</td><td>30,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>30,000円</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。 2 第二種奨学金（利息付） <table><tr><td rowspan="2">進 学 先</td><td>貸 与 月 額</td></tr><tr><td>国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通</td></tr><tr><td>大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専修学校（専門課程）</td><td>20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。				学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・通学形態に関わらない	通学	自宅	自宅外	自宅	自宅外	年次					1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円	10,000円	進 学 先	国・公立		私立		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	40,000円	40,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円	30,000円	30,000円	40,000円	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	進 学 先	貸 与 月 額	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通	大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専修学校（専門課程）	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択
学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・通学形態に関わらない																																																																				
通学	自宅	自宅外	自宅	自宅外																																																																					
年次																																																																									
1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円	10,000円																																																																				
進 学 先	国・公立		私立																																																																						
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																																																					
大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円																																																																					
		40,000円	40,000円	50,000円																																																																					
	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円																																																																					
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円																																																																					
短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円																																																																					
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円																																																																					
		30,000円	30,000円	40,000円																																																																					
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円																																																																					
進 学 先	貸 与 月 額																																																																								
	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通																																																																								
大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専修学校（専門課程）	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択																																																																								
しん 申	せい 請	じ 時 期			およ び し き 支 給 時 期																																																																				
区 分		申請時期		初回振込日																																																																					
1	予約採用 (入学前の申込)	中学3年生の10月～12月中旬 (在学されている学校に確認してください。)		5月又は6月頃																																																																					
2	在学採用 (入学後の申込)	入学後の春 (学校によって異なります。)		6月～8月頃																																																																					
▶原則として毎月振り込まれます。																																																																									

しん せい て つづき 申請手続	【予約採用】 申請書に必要事項を記入し、必要書類（収入を証明するもの等）を添付の上、在学されている中学校に提出してください。 ▶申請書は、中学校を通じて独立行政法人日本学生支援機構に請求してください。 【在学採用】 インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。必要書類（収入を証明するもの等）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。
ほ しょう せい ど 保証制度	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ① 人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ② 機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月振り込まれる奨学金から差し引かれます。
へん さい き かん 返済期間	貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。 第一種奨学金は次の①、②から選択した方式で、第二種奨学金は①の方式での返還となります。 ①定額返還方式：貸与総額によって返還期間が定まります。（最長20年） ②所得連動返還方式：前年の所得に連動して返還月額が定まり、返還期間は返還月額によります。
と あわ さき 問い合わせ先	【予約採用】 在学されている中学校 【在学採用】 在学されている高等専門学校
び こう 備考	▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（貸与型）〉 URL:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html

第7編 こうこうせいとう 高校生等のために

第7編

こうこうせいとう 高校生等のために

高校生等のために

生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学されるために必要な費用（学用品・教材の購入費、交通費等）を支給します。																														
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部（別科を除く。） ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む修業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合）																														
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">内 容</td><td>基準額</td></tr><tr><td>基本額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費</td><td>【その他】校外活動費、通学用品等の購入費</td><td>月額5,300円</td></tr><tr><td>学級費</td><td colspan="2">学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額1,780円以内</td></tr><tr><td>教材代</td><td colspan="2">正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本の図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>授業料</td><td colspan="2">授業料</td><td>下記※1、※2参照</td></tr><tr><td>通学交通費</td><td colspan="2">通学に必要な最小限の額</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学習支援費</td><td colspan="2">課外クラブ活動費等</td><td>実費支給 （年間上限額84,600円以内）</td></tr></table> ※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校（1～3年生）等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校（4・5年生）等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象（上限あり。） ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。			区 分	内 容		基準額	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,300円	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,780円以内	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本の図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給	授業料	授業料		下記※1、※2参照	通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給	学習支援費	課外クラブ活動費等		実費支給 （年間上限額84,600円以内）
区 分	内 容		基準額																												
基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,300円																												
学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,780円以内																												
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本の図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費		実費支給																												
授業料	授業料		下記※1、※2参照																												
通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給																												
学習支援費	課外クラブ活動費等		実費支給 （年間上限額84,600円以内）																												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。																														
び 備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.60）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																														

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

高校生等のために

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん
高校生給付型奨学金【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。																																																																																														
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住し、次のいずれかに該当される方 1 生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校（通信制除く。）又は外国人学校（※1）に修学される方 2 市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国公立・私立高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑥に該当される方 ①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯 ⑥知事が特別に認めた①～⑤に準ずる世帯 注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④については、障害の程度要件があります。 ▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。 ▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。																																																																																													
し 支	きゅう 給	がく 額	単位：円 <table><tr><th rowspan="2">世帯区分</th><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">種 別</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">支給額</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td rowspan="4">生活保護世帯</td><td rowspan="2">入 学 支度金</td><td rowspan="2">私立高校</td><td>全日制</td><td>110,000</td><td>－</td><td rowspan="2">1年生対象 (1回のみ支給)</td></tr><tr><td>定時制</td><td>69,000</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="3">奨学金</td><td>私立高校（府内）</td><td colspan="3">全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2</td><td rowspan="3">国支援金との併給調整を行います。※3</td></tr><tr><td>私立高校（府外）</td><td>全日制</td><td>228,000</td><td>19,000</td></tr><tr><td>外国人学校 ※1</td><td>全日制</td><td>228,000</td><td>19,000</td></tr><tr><td rowspan="12">市町村民税非課税世帯</td><td rowspan="4">入 学 支度金</td><td rowspan="2">国公立高校</td><td>全日制</td><td rowspan="2">63,000</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">特別支援学校高等部専攻科を除きます。</td></tr><tr><td>定時制</td></tr><tr><td rowspan="2">私立高校</td><td>全日制</td><td>178,000</td><td>－</td><td rowspan="2">1年生対象 (1回のみ支給)</td></tr><tr><td>定時制</td><td>137,000</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">通 信 制</td><td></td><td>45,000</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">奨学金</td><td rowspan="2">国公立 特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ） 特別支援学校高等部（専攻科を除く。）</td><td></td><td>192,000</td><td>16,000</td><td>※4</td></tr><tr><td></td><td>168,000</td><td>14,000</td><td></td></tr><tr><td>私立高校（府内）</td><td colspan="3">全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2</td><td rowspan="3">国支援金との併給調整を行います。※3</td></tr><tr><td>私立高校（府外）</td><td>全日制</td><td>396,000</td><td>33,000</td></tr><tr><td>定時制</td><td>288,000</td><td>24,000</td></tr><tr><td>外国人学校 ※1</td><td>全日制</td><td>396,000</td><td>33,000</td><td></td></tr><tr><td>支援金 (学用品費等)</td><td>国公立高校 私立高校</td><td>全日制 定時制 通信制</td><td>1学年につき 60,000</td><td>－</td><td>・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5</td></tr></table>						世帯区分	名 称	種 別		支給額		備 考	年 額	月 額	生活保護世帯	入 学 支度金	私立高校	全日制	110,000	－	1年生対象 (1回のみ支給)	定時制	69,000	－	奨学金	私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			国支援金との併給調整を行います。※3	私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000	外国人学校 ※1	全日制	228,000	19,000	市町村民税非課税世帯	入 学 支度金	国公立高校	全日制	63,000	－	特別支援学校高等部専攻科を除きます。	定時制	私立高校	全日制	178,000	－	1年生対象 (1回のみ支給)	定時制	137,000	－	通 信 制			45,000	－		奨学金	国公立 特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ） 特別支援学校高等部（専攻科を除く。）		192,000	16,000	※4		168,000	14,000		私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			国支援金との併給調整を行います。※3	私立高校（府外）	全日制	396,000	33,000	定時制	288,000	24,000	外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000		支援金 (学用品費等)	国公立高校 私立高校	全日制 定時制 通信制	1学年につき 60,000	－	・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5
世帯区分	名 称	種 別		支給額		備 考																																																																																										
				年 額	月 額																																																																																											
生活保護世帯	入 学 支度金	私立高校	全日制	110,000	－	1年生対象 (1回のみ支給)																																																																																										
			定時制	69,000	－																																																																																											
	奨学金	私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			国支援金との併給調整を行います。※3																																																																																										
		私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000																																																																																											
外国人学校 ※1		全日制	228,000	19,000																																																																																												
市町村民税非課税世帯	入 学 支度金	国公立高校	全日制	63,000	－	特別支援学校高等部専攻科を除きます。																																																																																										
			定時制																																																																																													
		私立高校	全日制	178,000	－	1年生対象 (1回のみ支給)																																																																																										
			定時制	137,000	－																																																																																											
	通 信 制			45,000	－																																																																																											
	奨学金	国公立 特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ） 特別支援学校高等部（専攻科を除く。）		192,000	16,000	※4																																																																																										
				168,000	14,000																																																																																											
		私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			国支援金との併給調整を行います。※3																																																																																										
		私立高校（府外）	全日制	396,000	33,000																																																																																											
		定時制	288,000	24,000																																																																																												
	外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000																																																																																												
	支援金 (学用品費等)	国公立高校 私立高校	全日制 定時制 通信制	1学年につき 60,000	－	・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5																																																																																										
※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程 ※2 京都府内の私立高校の奨学金については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、支給されません。 ※3 京都府外の私立高校の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び「兵庫県の私立高校に通われている方への学費軽減」との差額を支給します。 ※4 高等専門学校については、高等教育無償化制度が適用されると実質授業料が無償化となることから、支給されません。 ※5 支援金については、表の金額と「奨学のための給付金」との差額を支給します。																																																																																																

しんせいじき 申請時期	【生活保護世帯】 第1次申請：2月 以降は随時（入学支度金は4月末まで） 【市町村民税非課税世帯】 第1次申請：2月 第2次申請：6月 以降は随時（入学支度金は6月末まで）																												
しんきゅうじき 支給時期	<table><tr><td>入学支度金</td><td colspan="3">【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）</td></tr><tr><td rowspan="4">奨学金</td><td></td><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>第1期分（4月～7月まで）</td><td>4月</td><td>4月（1次）、7月（2次）</td></tr><tr><td>第2期分（8月～11月まで）</td><td>8月</td><td>8月</td></tr><tr><td>第3期分（12月～3月まで）</td><td>12月</td><td>12月</td></tr><tr><td colspan="4">※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。</td></tr><tr><td>支援金 （学用品費等）</td><td colspan="3">【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）</td></tr></table>				入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）			奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	第1期分（4月～7月まで）	4月	4月（1次）、7月（2次）	第2期分（8月～11月まで）	8月	8月	第3期分（12月～3月まで）	12月	12月	※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。				支援金 （学用品費等）	【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）		
入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）																												
奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯																										
	第1期分（4月～7月まで）	4月	4月（1次）、7月（2次）																										
	第2期分（8月～11月まで）	8月	8月																										
	第3期分（12月～3月まで）	12月	12月																										
※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。																													
支援金 （学用品費等）	【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）																												
しんせいてつづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所（P.2）に提出してください。 【生活保護世帯】 ① 在学証明書 ② 生活保護世帯であることを証明するもの（受給証明書等） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ 【市町村民税非課税世帯】 ① 在学証明書 ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの（市町村民税非課税証明書） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ ④ 支援金利用予定書 ▶身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し ▶長期療養者世帯の方・・・医師の診断書																												
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																												
びこう 備考	▶ 毎年度申請が必要です。 ▶ 同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金） 貸付 （P.46～49、P.72～75） ② 奨学のための給付金 支給 （P.56） ③ 母子家庭奨学金等 支給 （P.57） ④ 交通遺児奨学金等 支給 （P.58～59） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 （P.64） ⑥ 高等学校等就学支援金 学校に支給（P.66） ⑦ 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減（P.68） ※①～⑦以外にも類似制度により給付等を受けられる場合は、支給額を減額する場合があります。																												

高校生等のために

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

ない 内 容	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。＜国公立私立高校等＞
たい 対 象 者	次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者 ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒又は道府県民税所得割額と市町村民税所得割額非課税世帯の生徒 ② 保護者（親権者等）が京都府内に在住していること ③ 平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍者を除く）であること ※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸付額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。
し 支 給 額	① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） 国公立 年額32,300円 私立 年額52,600円 ② 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で高校生がいる世帯（③の場合を除く。） 国公立 全日制・定時制：年額84,000円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額103,500円、通信制：年額38,100円 ③ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で扶養されている2人目以降の高校生がいる世帯又は扶養されている高校生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 国公立 全日制・定時制：年額129,700円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額138,000円、通信制：年額38,100円
しん 申 請 時 期	7月頃（7月1日が基準日となります。）
し 支 給 時 期	10月下旬以降
しん 申 請 手 続	在学されている高等学校等から案内がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯を証明する書類を添付して学校へ提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。
と 問 い 合 せ 先	・国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7539） ・私立 在学されている高等学校等又は京都府文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）
び 備 考	▶毎年度申請が必要です。 ▶同種の資金のうち、貸付額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～⑤です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金） 貸付（P.46～47、P.72～73） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.41～42、P.54～55） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.57） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.58～59） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.64）

母子家庭奨学金等【支給】

内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																					
対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、高校生（特別支援学校高等部、専修学校の高等課程含む。）を扶養されている方 ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。																					
支 給 額	1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。） 2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円（入学時のみ1回限り） （申請年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）																					
申 請 時 期	1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） 2 高等学校入学支度金 5月末日まで ※入学前に支給を希望する方は、2月																					
支 給 時 期	1 奨学金 <table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 （申請年度）</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table> 2 高等学校入学支度金 8月末（入学前支給の場合は3月）				対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																			
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～②の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ① ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明 ② 在学証明（学校長の証明） ▶申請書は、保健所、各市町村（京都市を除く。）で配布しています。																					
問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																					
備 考	▶毎年度申請が必要です。（高等学校入学支度金は、入学時に限ります。） ▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～④です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金） 貸付（P.46～49、P.72～75） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.41～42、P.54～55） ③ 交通遺児奨学金等 支給（P.58～59） ④ 技能修得資金 支給（P.94） 同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の⑤です。 ⑤ 奨学のための給付金 支給（P.56）																					

高校生等のために

こうつう い じ しょうがくきんとう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内 容	交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校の高等課程含む。）に、奨学金を支給します。																					
たい 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校高等課程を含む。） ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。																					
し 支 給 額	1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。） 2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円・・・高校1年生対象 （高等学校入学年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）																					
しん 申 請 時 期	1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） 2 高等学校入学支度金 1次申請：入学前2月末日 2次申請：4月～5月末日																					
し 支 給 時 期	1 奨学金	<table><tr><th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>11月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の 翌月～3月</td><td>11月末以降は 申請月の翌月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の 翌月～3月</td><td>11月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の 翌月～3月</td><td>11月末以降は 申請月の翌月</td></tr></table>	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の 翌月～3月	11月末	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月		
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																			
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末																			
	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月																			
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の 翌月～3月	11月末																			
	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月																			
	2 高等学校入学支度金	1次申請：3月末日、2次申請：8月末日																				
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 高等学校入学前に入学支度金を申請する場合は、申請時には②は不要です。高等学校合格通知書（写）又は入学許可証（写）を添付し、入学後5月末日までに在学証明書を提出してください。 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																					
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																					

備 考	▶ 毎年度申請が必要です。 ▶ 同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～③です。 ① 高校生等修学支援事業(修学金・修学支度金) 貸付 (P.46～49、P.72～75) ② 高校生給付型奨学金 支給 (P.41～42、P.54～55) ③ 母子家庭奨学金等 支給 (P.57) 同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の④です。 ④ 奨学のための給付金 支給 (P.56)
--	---

特別支援学校（高等部）生徒のために

しゅうがくしょうれい ひ とくべつ し えんがっこう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

ない 内	よう 容	特別支援学校で学ぶために必要な経費について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。					
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府立特別支援学校高等部に在学される生徒				
し 支	きゅう 給	がく 額	○対象となる経費及び補助限度額				
			区 分 ※1		I	Ⅱ	Ⅲ
			教科用図書購入費		実費	実費	実費
			学校給食費		実費	実費の1/2	－
交 通 費	通学費	本人経費		実費	実費	実費	実費
		付添人経費		実費 ※ 2	実費 ※ 2	実費 ※ 2	実費 ※ 2
	帰省費 39往復分	本人経費		実費	実費	実費	実費
		付添人経費		実費 ※ 2	実費 ※ 2	実費 ※ 2	実費 ※ 2
	職場実習費		実費	実費	実費	実費の1/2	
	交流及び共同学習費 （専攻科除く。）		実費	実費	実費	実費の1/2	
	寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費 （専攻科除く。）		5,510円	2,755円	－	－
		日用品等購入費		141,560円	70,780円	－	－
		食費		139,750円	69,875円	－	－
	修学旅行費	修学旅行費 （専攻科除く。）	本人経費	107,810円	53,905円	－	－
付添人経費			155,760円 ※ 2	77,880円 ※ 2	－	－	
校外活動費 （専攻科除く。）		本人経費	24,820円	12,410円	－	－	
		付添人経費	37,220円 ※ 2	18,610円 ※ 2	－	－	
職場実習宿泊費		7,520円	3,760円	－	－		
学用品等購入費（専攻科除く。）			32,270円 ICT機器等購入した場合 50,930円加算	16,135円 ICT機器等購入した場合 50,930円加算	ICT機器等購入した場合 50,930円加算		
音声教材費 1教科あたりの単価により算定した額 （専攻科除く。）			1教科あたり限度 19,170円	I の1/2	－		
新入学生徒学用品費等（専攻科除く。）			57,980円	28,990円	－		
※ 1 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。							
※ 2 通学費付添人経費、帰省費付添人経費、修学旅行費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の生徒の付添人となります。							
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	学校によって異なります。			
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期				
しん 申	せい 請	て 手	づき 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。			
と 問	あわ せ	さき 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。				
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。※金額については、令和2年度見込みです。					

こうとうがっこうせい と つうがく ひ ほ じょきん し きゅう
高等学校生徒通学費補助金【支給】

ない
内

よう
容

たい
対

しょう
象

しゃ
者

多額の通学費を負担されている高校生の保護者の方に、通学費の一部を補助します。

府内の公立又は私立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①～③いずれにも該当される方

① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給されていない方

② 次のア又はイに該当の方

ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表 1 又は別表 2（公立高校に在学する生徒の保護者の方は【公立高校】、私立高校に在学する生徒の保護者の方は【私立高校】）の所得基準額以下の方

イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額（以下「世帯全体の住民税」といいます。）が非課税の方

別表 1

世帯人員	所得基準額
3人以下	6,749,000円
4人	6,962,000円
5人	7,175,000円
6人	7,388,000円
7人以上	7,388,000円+ 213,000円／1人増

別表 2
【公立高校】

世帯人員	所得基準額
1人	1,460,000円
2人	2,060,000円
3人	2,760,000円
4人	3,230,000円
5人	3,590,000円
6人	4,060,000円
7人以上	4,060,000円+ 470,000円／1人増

▶ 上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。

1 母子・父子世帯 280,000円

2 障害者1人につき 320,000円

3 長期療養者で療養のために経済的に特別な支出をされている場合、その金額

【私立高校】

世帯人員	所得基準額
2人以下	3,001,000円
3人	3,347,000円
4人	3,571,000円
5人	3,785,000円
6人	3,969,000円
7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額

③ 1ヶ月の通学費負担が次の金額を超えている場合

▶ 上記「別表 1」に該当・・・22,100円

▶ 上記「別表 2」に該当・・・17,000円

▶ 世帯全体の住民税が非課税・・・10,000円

※ 専修学校の高等課程に在学されている方は支給対象外となります。

し 支 給 額	（1年間の定期券等購入額－（22,100円、17,000円又は10,000円）×定期券等購入月数）×1/2 例1）1年間の定期券等購入額 275,000円 「別表1」に該当の場合 $(275,000円 - (22,100円 \times 11ヶ月)) \times 1/2 = 15,950円$ 1年間で15,000円の補助となります。（千円未満切り捨て） 例2）1年間の定期券等購入額 220,000円 「別表2」に該当の場合 $(220,000円 - (17,000円 \times 11ヶ月)) \times 1/2 = 16,500円$ 1年間で16,000円の補助となります。（千円未満切り捨て） 例3）1年間の定期券等購入額 165,000円 世帯全体の前年の住民税非課税に該当の場合 $(165,000円 - (10,000円 \times 11ヶ月)) \times 1/2 = 27,500円$ 1年間で27,000円の補助となります。（千円未満切り捨て）
しん 申 請 時 期	原則6～7月（8月以降に引越等で支給対象となられた場合は随時受付けます。）
し 支 給 時 期	4月～9月分、10月～3月分と年2回支給します。 支給時期については、事務手続きの時期により異なります。
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、在学されている学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 券面（金額が表示されている面）のコピー 定期券の購入による申請・・・定期券の券面コピー 回数券の購入による申請・・・回数券の領収書 ※ どちらも令和2年4月1日以降に購入されたものが対象になります。 ▶申請書は、学校で配布します。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
び 備 考	〈府庁担当課〉 公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課 （TEL075-574-7516） 私立高校：京都府庁文化スポーツ部文教課 （TEL075-414-4517）

第7編

高校生等のために

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい か ていきょう か しょうよ つうしんせい か ていきょう か しょうがくしゅうしょ ほ じょきん
定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金

ない 内 容	京都府立高校の定時制課程又は通信制課程に在学している生徒が購入する教科書等について補助金を支給します。
たい 対 象 者	京都府立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している方で、次の①、②いずれかに該当する方（※「奨学のための給付金」受給者を除きます。） ① 有職生徒で補助を希望される方 ② 有職生徒以外の方のうち、求職中又は病気等により職に就けない方で補助を希望される方 ※ 有職生徒とは、定職に就いている方（自営業の従事含む。）又は1年間に90日以上パートやアルバイトに就いておられる方をいいます。
しん 申 請 時 期	9月
し 支 給 時 期	12月
しん 申 請 手 続	教科書等を取扱書店から現金で購入し、後日、補助金交付申請書類等を学校に提出 認定要件に応じた下記の証明書等の添付が必要です。 ・有職者の方・・・在職証明等 ・有職者以外の方・・・診断書、ハローワークカード（写）等 ▶申請書は、学校から配布されます。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
び 備 考	＜府庁担当課＞ 京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516）

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい かていおよ つうしんせい かていしゅうがくしょうれいきん むりしかしつけ **定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】**

ない 内 容	定時制課程・通信制課程に在学している生徒の修学を促進するために、修学奨励金を貸与（貸付）します。 高等学校を卒業された場合は、貸付金の返還が免除となります。															
たい 対 象 者	京都府内の公立・私立高等学校の定時制課程・通信制課程に在学している方又は京都府内に居住し、他府県の広域通信制課程に在学している方で、次の①～③のいずれにも該当する方 ① 経済的理由により著しく修学が困難な方 ② 経済的収入（生活をするための収入）を得る職業に就いている方 ③ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない方															
かし 貸 付 額	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学年（次）</th><th colspan="2">課 程</th></tr> <tr> <th>定時制</th><th>通信制</th></tr> <tr> <td rowspan="2">1～4年（次）</td><td>公立</td><td>月額 14,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>月額 29,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr> </table>			学年（次）		課 程		定時制	通信制	1～4年（次）	公立	月額 14,000円	月額 14,000円	私立	月額 29,000円	月額 14,000円
学年（次）		課 程														
		定時制	通信制													
1～4年（次）	公立	月額 14,000円	月額 14,000円													
	私立	月額 29,000円	月額 14,000円													
しん 申 請 時 期	原則4月～6月															
かし 貸 付 時 期	年3回（原則7月、11月、3月）															
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 在職証明書等 ▶申請書は、学校から配布されます。															
れんたい 連 帯 保 証 人	2名															
へん 返 済 時 期	貸付を終了した月の翌月から6ヶ月経過後、一括返済又は貸付期間に相当する期間内（ただし、在学中は返還が猶予されます。） ※ 卒業をされた場合は、返還が免除となります。															
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。															
び 備 考	▶奨学のための給付金（P.56）を受給される場合は、貸付額を調整します。 〈府庁担当課〉公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516） 私立高校：京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）															

公立高校生のために

こうりつこうこうしゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
公立高校就学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	府内の公立高校等に在学されている生徒の授業料への支援として、所得制限の基準額未満の世帯の生徒に対し「就学支援金」を支給します。（学校設置者・学校において、授業料に充てるため、 生徒・保護者への直接支給ではありません。 ）		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	平成26年4月以降の入学生が対象です。 〈令和2年4月～6月の手続きの場合〉 保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が、所得基準額（50万7,000円）未満の場合、受給資格認定申請を行い、認定された場合、就学支援金の交付が受けられます。 〈令和2年7月以降の手続きの場合〉 所得基準が保護者の「地方税の課税所得×6％－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除に3/4を乗じる）」となり、所得基準額が30万4,200円に変更になります。 （授業料に充当されることで、実質無償化となります。） ※ 基準額を超過する世帯は、授業料を納入いただくことになります。	
し 支	きゅう 給	がく 額	就学支援金・・・授業料と同額等となり、個人負担は生じません。 例 府立高校 全日制 月額9,900円（全日制は36月） 定時制 月額1,250円（16単位以上の場合）（定時制は48月） 通信制 月額175円（1単位当たり）（通信制は48月）	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	受給資格認定申請・入学時の4月頃（入学した高校等へ提出） 収入状況届・・・毎年度7月頃（市町村民税所得割の課税標準額などの確認が必要）
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期	国からの交付に応じて、授業料に充当します。（ 生徒・保護者への支給ではありません。 ）
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、添付書類とともに学校へ提出してください。 受給資格認定申請・・・入学した高校に、「受給資格認定申請書」「道府県民税所得割額・市町村民税所得割額がわかる書類（親権者合算、前々年の所得に基づくもの）」を提出 収入状況届の提出・・・「収入状況届」「マイナンバー関係書類又は市町村民税所得割の課税標準額などがわかる書類（親権者合算、前年の所得に基づくもの）」を提出 ※既にマイナンバー関係書類を提出されている場合、「マイナンバー関係書類又は市町村民税所得割の課税標準額などがわかる書類」は省略できます。
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516）にお問い合わせください。（京都市立高校等は、京都市教育委員会調査課（TEL075-222-3817））
び 備	こう 考	▶毎年度、申請等が必要です。 ▶所得制限の基準額を超過している場合で、就学支援金の対象とならないが、保護者の失職、倒産などにより家計急変しており、授業料の納入が困難な場合は、別途授業料の減免措置の申請制度がありますので、在学されている学校にご相談ください。 ▶中途退学された方が、就学支援金の支給期間全日制36月（定時制・通信制48月）を超えて在学される場合で、所得基準額未満と認められる場合、全日制最大12月（定時制・通信制最大24月）まで就学支援金相当額の支援（学び直し支援金）を受けられる制度があります。在学されている学校にご相談ください。 ▶平成25年度末公立高校等在校生は、引き続き授業料不徴収制度の対象となります。		

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
高等学校等就学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立高校等に在学されている生徒さんの授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対	しょう 象	しゃ 者 私立高等学校等（京都府外も含む。）に在学されている方 ※私立高等学校 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1 学年～3 学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ※ 高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。
し 支	きゅう 給	がく 額 【令和2年4月～6月】 ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて507,000円未満 → 月額9,900円（年額118,800円） ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて257,500円未満 →加算支給 月額33,000円（年額396,000円） ※通信制：月額24,750円（年額297,000円） 【令和2年7月～】 ▶親権者の「地方税の課税所得×6％－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除に3/4を乗じる）」が 合わせて304,200円未満 → 月額9,900円（年額118,800円） ▶親権者の「地方税の課税所得×6％－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除に3/4を乗じる）」が 合わせて154,500円未満 →加算支給 月額33,000円（年額396,000円） ※通信制：月額24,750円（年額297,000円）
しん 申	せい 請	学校によって異なります。
およ 及	び	申請手続については在学されている高等学校等から案内があります。
し 支	きゅう 給	学校によって異なります。
しん 申	せい 請	学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 マイナンバーカードの写しの提出が必要です。
と 問	あわ い	さき 先 くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	毎年度手続きが必要です。

私立高校生のために

し りつこうとうがっこう しゅうがく し えん じ ぎょう じゅぎょうりょうげんめん がく ひ けいげん
私立高等学校あんしん修学支援事業【授業料減免・学費軽減】

ない 内 容	府内の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の減免又は学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免（減額や免除）を受けていただくものです。
たい 対 象 者	生徒の保護者が京都府内（京都市含む。）に住所を有し、京都府内の私立高等学校に在籍されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方及び本校が他府県にある通信制高校は対象外となります。
し 支 給 額	▶ 生活保護世帯 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、929,000円を上限に助成 ※1 ▶ 年収590万円未満程度の世帯 ※2 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、650,000円を上限に助成 ▶ 年収590万円～年収910万円未満程度の世帯 ※2 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府学費軽減制度（年80,000円（通信制17,000円））により、最大で198,800円を助成 ※1 令和2年3月時点の金額です。 ※2 年収は、モデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合）の目安です。
しん 申 請 時 期 およ 及び し 支 給 時 期	授業料減免については6月頃、学費軽減については7～9月頃 具体的な時期については、高校によって異なります。高校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている高校に提出してください。 ▶ 申請書は、高校から配布されます。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516・4517）にお問い合わせください。
び 備 考	失業・倒産により家計が急変し、一定所得基準未満となった場合についても、各私立高校で授業料減免等が適用できる場合があります。詳細は、各私立高校におたずねください。

ひょう ご けん し りつこうとうがっこう ざいせき せい と がく ひ けいげん 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

ない 内	よう 容	兵庫県の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の学費軽減を行います。 ※府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免を受けていただくものです。													
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市含む。）に居住し、当該年の10月1日現在、兵庫県の私立高等学校（通信制を除く。）に在籍されている方で、国の就学支援金が支給されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方は対象外となります。												
し 支	きゅう 給	がく 額	<table><tr><td>学校所在地</td><td>保護者の所得目安 ※1</td><td>補助金額(生徒1人あたり年額)※2</td></tr><tr><td rowspan="4">兵庫県</td><td>生活保護世帯</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>年収590万円未満程度</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>年収730万円未満程度</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>年収910万円未満程度</td><td>25,000円</td></tr></table> ※1 上記の年収は、モデル世帯における目安です。 基準額については、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課にお問い合わせください。 ※2 就学支援金（国制度）を控除した後の納付すべき授業料の年額が、上記補助金を下回る場合は、納付すべき授業料の額を限度とします。	学校所在地	保護者の所得目安 ※1	補助金額(生徒1人あたり年額)※2	兵庫県	生活保護世帯	6,000円	年収590万円未満程度	6,000円	年収730万円未満程度	50,000円	年収910万円未満程度	25,000円
学校所在地	保護者の所得目安 ※1	補助金額(生徒1人あたり年額)※2													
兵庫県	生活保護世帯	6,000円													
	年収590万円未満程度	6,000円													
	年収730万円未満程度	50,000円													
	年収910万円未満程度	25,000円													
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	具体的な時期については、学校によって異なります。学校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。											
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	申請書に必要事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。											
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）にお問い合わせください。											
び 備	こう 考	高校生給付型奨学金（P.41～42、P.54～55）を利用されておられる方については、本制度の利用により、高校生給付型奨学金が併給調整（減額）されることがありますので、ご注意ください。													

私立高校専攻科に在学する生徒のために

し りつこうとうがっこうせんこう か しゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立高校の専攻科に在学されている生徒さんの授業料に対して、一定額を支給します。		
たい 対	しょう 象	私立高等学校等の専攻科に在学されている方。		
し 支	きゅう 給	がく 額	▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて0円（非課税） →月額35,600円（年額427,200円） ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて85,500円未満 →月額17,800円（年額213,600円）	
しん 申	せい 請	じ 期	学校によって異なります。	
およ 及び				
し 支	きゅう 給	じ 期		
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続	学校から案内があります。学校から配付の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 市町村民税所得割額と道府県民所得割額（保護者合算）がわかる書類が必要です。
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備	こう 考			毎年度手続きが必要です。

高校生等のために

生活福祉資金貸付金「教育支援資金（教育支援費）」【無利子貸付】

ない 内 しきんしゅるい (資金の種類)	教育支援費：低所得世帯のお子さんが、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※」の貸付を、何らかの理由により受けられない場合にお貸しします。 ※ 「公的な教育支援貸与（貸付）制度」とは、次の①、②、③の制度です。 ① 高校生等修学支援事業の修学金（P.46～47、P.72～73） ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）（P.44～45、P.71） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（P.50～51、P.77～78）																															
たいしょうしゃ 対 象 者	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、中等教育学校後期課程（中高一貫校の高校）、専修学校（高等課程）、又は高等専門学校に就学される方																															
かしつけきんがく 貸 付 金 額	◆6ヶ月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">学校種別等</th><th colspan="2">貸付限度額（月額）</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">高等学校等</td><td>国公立</td><td>1年～3年</td><td>18,000</td><td>23,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>1年～3年</td><td>30,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td rowspan="4">高等専門学校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>1年～3年</td><td>21,000</td><td>22,500</td></tr><tr><td>4年～5年</td><td>44,000</td><td>50,000</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>1年～3年</td><td>32,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td>4年～5年</td><td>52,000</td><td>59,000</td></tr></table> 特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。	学校種別等			貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000	私 立	1年～3年	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500	4年～5年	44,000	50,000	私 立	1年～3年	32,000	35,000	4年～5年	52,000	59,000
学校種別等					貸付限度額（月額）																											
			自宅通学	自宅外通学																												
高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000																												
	私 立	1年～3年	30,000	35,000																												
高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500																												
		4年～5年	44,000	50,000																												
	私 立	1年～3年	32,000	35,000																												
		4年～5年	52,000	59,000																												
しんせい　そうだん 申請(相談) じ　き 時　期	お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。																															
へん　さい　き　かん 返 済 期 間	卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内 特別分の貸付を受けた場合は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の4倍以内（ただし最長は20年とする。）																															
と　あわ　さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。																															
び　こう 備 考																																

高校生等のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要な費用（授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																						
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に修学しているお子さんを扶養されている方 ▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。																																																																						
かし 貸 付 額	○ 修学資金 月額限度額 単位：円 <table><tr><th colspan="3">学校等種別</th><th colspan="5">学年別</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>1 年</th><th>2 年</th><th>3 年</th><th>4 年</th><th>5 年</th></tr><tr><td rowspan="4">高 専 等 修 学 学 校</td><td rowspan="2">国 公 立</td><td>自宅通学</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">高 等 専 門 学 校</td><td rowspan="2">国 公 立</td><td>自宅通学</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>67,500</td><td>67,500</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>76,500</td><td>76,500</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>79,500</td><td>79,500</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>90,000</td><td>90,000</td></tr></table>	学校等種別			学年別								1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	高 専 等 修 学 学 校	国 公 立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			自宅外通学	34,500	34,500	34,500			私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			自宅外通学	52,500	52,500	52,500			高 等 専 門 学 校	国 公 立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
学校等種別			学年別																																																																				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年																																																																
高 専 等 修 学 学 校	国 公 立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																																		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																																		
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																																		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																																		
高 等 専 門 学 校	国 公 立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																																
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																																
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500																																																																
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000																																																																
しんせい 申請(相談) じ 時 期 かし 貸 付 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。 貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。																																																																						
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～⑧の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書 ⑦ 学校案内や学費納入通知等必要経費が明らかになるもの ⑧ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。																																																																						
と あわ 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																																																																						
び 備 考	同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金） 貸付 （P.46～49、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金） 貸付 （P.43、P.70） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与 （P.50～51、P.77～78）																																																																						

※表中の金額は令和2年3月現在のものです、変更となる場合があります。

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう しゅうがくきん
高校生等修学支援事業(修学金)む り し か し つ け ま た り し ほ き ゅ う
【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
ない 内容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい しょう しゃ 対象者	- 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 - 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校	- 高等学校等（下の①～④）に在学している生徒の保護者 - 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程）
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かし つけ また 貸付又は しょう 融資額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
しん せい じ き 申請時期	【新入学生】 入学後の5月中旬まで以降、随時 【在校生】 随時(申請日の翌月分から対象)	【新入学生】 入学後の5月中旬まで 【在校生】 5月中旬まで
しん せい て つづき 申請手続 およ 及び かし つけ じ き 貸付時期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学されている学校に提出してください。「手引き」は学校へ請求してください。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請（5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付（送金）	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～8月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かしつけまた 貸付又は ゆうしじき 融資時期	府から年2回に分けて口座へ振り込み ます。 <table><tr><td>区分</td><td>振込時期</td></tr><tr><td>4月分～9月分</td><td>6月末～7月末 2年目以降は4月</td></tr><tr><td>10月分～3月分</td><td>10月末</td></tr></table>	区分	振込時期	4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月	10月分～3月分	10月末	【新入生】一括融資（初年度に一括）又 は分割融資（1年ごと）、ど ちらかを選択します。 【在校生】分割融資のみ ※融資時期は、申請時期、各金融機関 により異なります。
区分	振込時期							
4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月							
10月分～3月分	10月末							
れんたいほしょうにん 連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につつま しては、自己負担となります。						
へんさいきかん 返済期間	貸付終了後、20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資があった月又は翌月から最 長7年以内						
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 （TEL075-574-7518）にお問い合わせください。							
びこう 備考	※ 進級時には、継続申請が必要です。 同種の資金とは、次の①～⑩にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金） 貸付 （P.44～45、P.71） ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 （P.64） ③ 高校生給付型奨学金 支給 （P.41～42、P.54～55） ④ 交通遺児奨学金等 支給 （P.58～59） ⑤ 母子家庭奨学金等 支給 （P.57） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校） 支給 （P.60） ⑦ 看護師等修学資金 貸付 （P.98） ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与 （P.50～51、P.77～78） ⑨ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付 （P.79～80） ⑩ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」 （P.53）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4） と事前にご相談ください。							

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくし えんじぎょうしゅうがくしたくきん むりしかしつけまた りしほきゅう
高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ない 内容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対象者	- 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 - 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校	- 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒の保護者 - 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	注1：「高校生等修学支援事業（修学金）（P.72～73）」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金の方の申請はできません。 注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かし 貸付又は ゆう 融資額	入学時1回	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額
しん 申請時期	入学後の5月中旬まで	
しん 申請手続 およ 及び かし 貸付時期	申請書に必要な事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。	
	▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請（入学後の5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸与（送金）	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～7月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かしつけまた 貸付又は ゆうしじ 融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
れんたい ほしょうにん 連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後7年以内）	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7518）にお問い合わせください。	
びこう 備考	同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金）貸付（P.44～45、P.71） ② 高校生給付型奨学金（入学支度金）支給（P.41～42、P.54～55） ③ 交通遺児奨学金等（入学支度金）支給（P.58～59） ④ 母子家庭奨学金等（入学支度金）支給（P.57） ⑤ 生活福祉資金貸付金（就学支度費）貸付（P.43、P.70） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校）支給（P.60） ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶ 生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」（P.53）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）と事前にご相談ください。	

高等専門学校生のために

こうとうきょういく じゅぎょうりょうとうげんめん
高等教育の授業料等減免

ない 内 容	大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学した学生に、授業料と入学金の減免を行います。																														
たい 対 象 者	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（令和2年度の在学学生（既入学生も含む）から対象） ※独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の対象になった方は、本制度の対象にもなります。																														
げん 減 免 額	授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生） <table><tr><td></td><td colspan="2">国公立</td><td colspan="2">私立</td></tr><tr><td></td><td>入学金</td><td>授業料</td><td>入学金</td><td>授業料</td></tr><tr><td>大学</td><td>約28万円</td><td>約54万円</td><td>約26万円</td><td>約70万円</td></tr><tr><td>短期大学</td><td>約17万円</td><td>約39万円</td><td>約25万円</td><td>約62万円</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td>約 8 万円</td><td>約23万円</td><td>約13万円</td><td>約70万円</td></tr><tr><td>専門学校</td><td>約 7 万円</td><td>約17万円</td><td>約16万円</td><td>約59万円</td></tr></table> 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、上記の減免額の2/3又は1/3の額の支援を受けられます。		国公立		私立			入学金	授業料	入学金	授業料	大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円	短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円	高等専門学校	約 8 万円	約23万円	約13万円	約70万円	専門学校	約 7 万円	約17万円	約16万円	約59万円
	国公立		私立																												
	入学金	授業料	入学金	授業料																											
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円																											
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円																											
高等専門学校	約 8 万円	約23万円	約13万円	約70万円																											
専門学校	約 7 万円	約17万円	約16万円	約59万円																											
しん 申 請 時 期	大学等に進学後の4月頃 （学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。）																														
げん 減 免 時 期	学校に減免の申込みを行い、学校からの減免認定結果の通知があった後 （学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。）																														
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、進学予定の（在学する）大学等にお問い合わせください。																														
び 備 考	▶文部科学省ホームページ〈高等教育の修学支援新制度〉 URL: https://www.mext.go.jp/kyufu/																														

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん たい よ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない 内 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与(貸付)します。 ▶学力・家計等の基準があります。																																																																		
たい 対 象 者	・ 中学校等の第3学年に在籍し、高等専門学校へ進学を希望する生徒で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔予約採用〕 ・ 高等専門学校に在学されている生徒で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔在学採用〕																																																																		
たい 貸 与 額	1 第一種奨学金（無利息） （1年～3年） <table><tr><td>学校種別</td><td colspan="2">国・公立</td><td colspan="2">私 立</td><td rowspan="3">※学校種別・ 通学形態に 関わらない</td></tr><tr><td>通学 年次</td><td>自宅</td><td>自宅外</td><td>自宅</td><td>自宅外</td></tr><tr><td>1年～3年</td><td>21,000円</td><td>22,500円</td><td>32,000円</td><td>35,000円</td></tr></table> （4年・5年） 生計維持者の年収が一定額以上の方（目安：本人、父、母及び高校生（公立自宅通学）の4人世帯で年収626万円を超える場合）は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。 <table><tr><td rowspan="2">進 学 先</td><td colspan="2">国・公立</td><td colspan="2">私立</td></tr><tr><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr><tr><td rowspan="4">大 学</td><td rowspan="2">45,000円</td><td>51,000円</td><td>54,000円</td><td>64,000円</td></tr><tr><td>40,000円</td><td>40,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>30,000円</td><td>30,000円</td><td>30,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>30,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)</td><td>45,000円</td><td>51,000円</td><td>53,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">30,000円</td><td>40,000円</td><td>40,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>30,000円</td><td>30,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>20,000円</td><td>30,000円</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。 2 第二種奨学金（利息付） <table><tr><td rowspan="2">進 学 先</td><td>貸 与 月 額</td></tr><tr><td>国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通</td></tr><tr><td>大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専修学校（専門課程）</td><td>20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。					学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない	通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外	1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円	進 学 先	国・公立		私立		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	40,000円	40,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円	30,000円	30,000円	40,000円	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	進 学 先	貸 与 月 額	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通	大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専修学校（専門課程）	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択
学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない																																																														
通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外																																																															
1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円																																																															
進 学 先	国・公立		私立																																																																
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																																															
大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円																																																															
		40,000円	40,000円	50,000円																																																															
	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円																																																															
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円																																																															
短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円																																																															
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円																																																															
		30,000円	30,000円	40,000円																																																															
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円																																																															
進 学 先	貸 与 月 額																																																																		
	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通																																																																		
大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専修学校（専門課程）	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択																																																																		
しん 申 請 時 期 お よ び し 給 付 時 期	<table><tr><td>区 分</td><td>申請時期</td><td>初回振込日</td></tr><tr><td>在 学 採 用 (入学後の申込)</td><td>入学後の春 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)</td><td>6月～8月頃</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。					区 分	申請時期	初回振込日	在 学 採 用 (入学後の申込)	入学後の春 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)	6月～8月頃																																																								
区 分	申請時期	初回振込日																																																																	
在 学 採 用 (入学後の申込)	入学後の春 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)	6月～8月頃																																																																	

しん せい て つづき 申請手続	インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類（収入を証明するもの等）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をも らった後、申込み入力をしてください。
ほ しょう せい ど 保証制度	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ① 人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ② 機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月振り込まれる奨学金から差し引かれます。
へん かん き かん 返還期間	貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。 第一種奨学金は次の①、②から選択した方式で、第二種奨学金は①の方式での返還 となります。 ①定額返還方式：貸与総額によって返還期間が定まります。（最長20年） ②所得連動返還方式：前年の所得に連動して返還月額が定まり、返還期間は返還月 額によります。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等専門学校にお問い合わせください。
び こう 備考	▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（貸与型）〉 URL: https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html

第7編

高校生等のために

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん きゅうふ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】

ない 内 容	意欲と能力があるにも関わらず経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、進学を後押しすることを目的として返還の必要のない給付奨学金を交付します。												
たい 対 象 者	高等専門学校の3年生から4年生に進級する予定で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔予約採用の場合。進級後も在学採用があります。〕 〔選考基準〕 家計：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であること。 学力：学ぶ意欲のある学生であること。成績だけで判断せず、レポートなどで学修意欲を評価。												
きゅう 給 付 額	学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なります。 <table><tr><th rowspan="2">設置者</th><th colspan="2">給付月額</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td>国公立</td><td>17,500円 (25,800円)</td><td>34,200円</td></tr><tr><td>私 立</td><td>26,700円 (35,000円)</td><td>43,300円</td></tr></table> ※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、（ ）内の金額となります。 ※住民税非課税世帯に準ずる世帯の場合、上表の2/3または1/3の金額が支給されます。		設置者	給付月額		自宅通学	自宅外通学	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円	私 立	26,700円 (35,000円)	43,300円
設置者	給付月額												
	自宅通学	自宅外通学											
国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円											
私 立	26,700円 (35,000円)	43,300円											
しん 申 請 時 期	高等専門学校3年生の春												
し 支 給 時 期	進級後に行う所定の手続き完了後												
しん 申 請 手 続	インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。 ※申込入力後、本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等専門学校にお問い合わせください。												

び 備 こう 考	▶進級後も手続きが必要です。 手続きをされなかった場合は採用されませんので注意してください。 ▶給付奨学金と貸与奨学金をあわせて利用することもできますが、給付奨学金と第一種（無利息）奨学金をあわせて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。 ▶この給付奨学金に採用された方は、学校が実施する授業料等減免の対象になります。この手続きも、進級後に行う必要があります。 ▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（給付型）〉 URL:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html
--	---

第8編 だいがくとうにゅうがくじゅん び 大学等入学準備のために

だ
い
が
く
と
う
に
ゅう
が
く
じ
ゅ
ん
び
大
学
等
入
学
準
備
の
た
め
に

第
8
編

大学等入学準備のために

せいかつ ほ ご ほう

しんがくじゅん び きゅう ふ きん

し きゅう

生活保護法による「進学準備給付金」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、大学等（特定教育訓練施設）に進学する際の新生活立ち上げの費用を支給します。
たい 対	しょう 象	しゃ 者
		生活保護を受給されている世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん（その他やむを得ない事由が認められる方含む。）で特定教育訓練施設に進学される方 ※特定教育訓練施設 ①大学（短期大学を含む） ②専修学校（専門課程に限る） ③職業能力開発総合大学校の総合課程、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校の専門課程 ④水産大学校 ⑤海上技術短期大学校及び海技大学校 ⑥国立看護大学校 ⑦専修学校（一般課程に限る。）及び各種学校のうち、福祉事務所が（収入等により自立を助長できる見込みがあると）認めるもの
し 支	きゅう 給	がく 額
		自宅通学：10万円 自宅外通学：30万円
しん 申	せい 請	て 手
		つづき 続
		申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの地域の福祉事務所に提出してください。
と 問	あわ い	さき 合
		先
		くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

せいかつふく し し きんかしつけきん きょういく し えん し きん む り し かしつけ
生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】

ない 内 し きん しゅるい (資金の種類)	1 教育支援費：低所得世帯のお子さんが、大学等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※1」の借入ができるまでの「つなぎ資金※2」として、お貸しします。 ※1「公的な教育支援貸与制度」とは、次の①、②の制度です。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（P.84～85） ② 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（無利息貸与・給付）（P.87～90） ※2「つなぎ資金」とは ※1の①、②については貸付が4月以降になることがあり、納入しなければならない時期に必要なお金が準備できない場合があります。 教育支援費は、①、②のいずれかの制度を申し込まれることを条件に、それらの借り入れができるまでの間、「つなぎ資金」として、一時的にお貸しするものです。 【①、②の貸付を受けられた場合】原則として、入学年の12月に一括償還（返済）していただきます。 【①、②の貸付を受けられなかった場合】「つなぎ資金」ではなく、継続してお貸しします。 なお、②の貸付のみでは、学費納入が不足する場合、上乘せの貸付ができる場合があります。（要相談） 2 就学支度費：大学、短期大学、専門学校（専門課程）への入学に際し、必要な費用をお貸しします。																				
たい しょう しゃ 対 象 者	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、大学、短期大学、専修学校（専門課程）に就学される方																				
かし つけ きん がく 貸 付 金 額	1 教育支援費：6か月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">通学形態</th><th colspan="2">貸付限度額（月額）</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">大学</td><td>国公立</td><td>45,000</td><td>51,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>54,000</td><td>64,000</td></tr><tr><td rowspan="2">短期大学 専修学校（専門課程）</td><td>国公立</td><td>45,000</td><td>51,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>53,000</td><td>60,000</td></tr></table> 特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。 2 就学支度費：学校種別等を問わず 500,000円以内	通学形態		貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	大学	国公立	45,000	51,000	私 立	54,000	64,000	短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	45,000	51,000	私 立	53,000	60,000
通学形態				貸付限度額（月額）																	
		自宅通学	自宅外通学																		
大学	国公立	45,000	51,000																		
	私 立	54,000	64,000																		
短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	45,000	51,000																		
	私 立	53,000	60,000																		
しんせい そうだん 申請(相談) じ き 時 期	※志望校を決定され、入学パンフレット等で入学にかかる必要経費が確認できた時点（高校3年生の秋頃から）で、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。																				
へん さい き かん 返 済 期 間	1 教育支援費：「つなぎ資金」は、原則として、入学年の12月に一括償還（返済）、それ以外は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内(特別分は4倍以内(ただし最長は20年とする。))(P.70と同様) 2 就学支度費：卒業後3ヶ月以内の据置期間後、8年以内																				
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P. 5）にお問い合わせください。																				
び こう 備 考																					

大学等入学準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、大学等に修学される場合に必要の費用（入学金、授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。									
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）に進学される予定のお子さんを扶養されている方 ▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。									
かし 貸 付 額	○修学資金 月額限度額 単位：円									
学校等種別			学年別		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500						
		自宅外通学	76,500	76,500						
短期大学	私 立	自宅通学	79,500	79,500						
		自宅外通学	90,000	90,000						
大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500				
		自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500				
	私 立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000				
		自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000				
専修学校(一般課程)	学校種別・通学形態を問わず		48,000	48,000						
大学院	修士課程		132,000	132,000						
	博士課程		183,000	183,000	183,000					
○ 就学支度資金 限度額 単位：円										
大学 短期大学 専修学校(専門課程) に入学	国公立	自宅通学	370,000							
		自宅外通学	380,000							
	私 立	自宅通学	580,000							
		自宅外通学	590,000							
専修学校(一般課程)に入学		自宅通所	150,000							
		自宅外通所	160,000							
大学院（修士課程、 博士課程）に入学	国公立	380,000								
	私 立	590,000								
しんせい 申請(相談) じ 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。									
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。									

しん せい て つづき 申請手続	申請書に必要な事項を記入し、次の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ①戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ②世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③印鑑登録証明書 ④扶養の事実についての証明書 ⑤所得を証明する書類 ⑥在学（籍）証明書（修学資金の場合） 合格通知書（就学支度資金の場合） ⑦学校案内や学費納入通知・払込通知等必要経費が明らかになるもの ⑧所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び こう 備考	同種の資金とは、次の①～②にあげるものです。 ①生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.70） ②独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.77～78）

※表中の金額は令和2年3月現在のもので、変更となる場合があります。

大学等入学準備のために

こうとうきょういく じゅぎょうりょうとうげんめん
高等教育の授業料等減免

ない 内 容	大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学した学生に、授業料と入学金の減免を行います。																														
たい 対 象 者	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（令和2年度の在学学生（既入学生も含む）から対象） ※独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の対象になった方は、本制度の対象にもなります。																														
げん 減 免 額	授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生） <table><tr><td></td><td colspan="2">国公立</td><td colspan="2">私立</td></tr><tr><td></td><td>入学金</td><td>授業料</td><td>入学金</td><td>授業料</td></tr><tr><td>大学</td><td>約28万円</td><td>約54万円</td><td>約26万円</td><td>約70万円</td></tr><tr><td>短期大学</td><td>約17万円</td><td>約39万円</td><td>約25万円</td><td>約62万円</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td>約 8 万円</td><td>約23万円</td><td>約13万円</td><td>約70万円</td></tr><tr><td>専門学校</td><td>約 7 万円</td><td>約17万円</td><td>約16万円</td><td>約59万円</td></tr></table> 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、上記の減免額の2/3又は1/3の額の支援を受けられます。		国公立		私立			入学金	授業料	入学金	授業料	大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円	短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円	高等専門学校	約 8 万円	約23万円	約13万円	約70万円	専門学校	約 7 万円	約17万円	約16万円	約59万円
	国公立		私立																												
	入学金	授業料	入学金	授業料																											
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円																											
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円																											
高等専門学校	約 8 万円	約23万円	約13万円	約70万円																											
専門学校	約 7 万円	約17万円	約16万円	約59万円																											
しん 申 請 時 期	大学等に進学後の4月頃 （学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。）																														
げん 減 免 時 期	学校に減免の申込みを行い、学校からの減免認定結果の通知があった後 （学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。）																														
と あ わ さ き 問 い 合 せ 先	くわしくは、進学予定の（在学する）大学等にお問い合わせください。																														
び 備 考	▶文部科学省ホームページ〈高等教育の修学支援新制度〉 URL: https://www.mext.go.jp/kyufu/																														

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん たい よ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない
内

よう
容

経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与(貸付)します。

○ 奨学金の種類

1 第一種奨学金（無利息）・・・学力基準（高等学校での成績が3.5以上）、家計基準等を満たしている方 ※

2 第二種奨学金（利息付）・・・学力基準、家計基準（第一種奨学金より緩やか）を満たしている方

→ 上記の1又は2の貸与を受けられる方のみ対象（入学時の一時金として）

3 入学時特別増額貸与奨学金（利息付）・・・日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない方

※令和元年度の住民税（所得割）が非課税、生活保護受給中、児童養護施設等の入所者で、進学後も優れた成績を修める見込みがあれば学力基準を満たすものとして扱います。

たい
対

しょう
象

しゃ
者

[予約採用]

大学(学部)、短期大学、専修学校(専門課程)へ進学を希望されている高校等3年生で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方

たい
貸

よ
与

がく
額

1 第一種奨学金（無利息）

生計維持者の年収が一定額以上の方（目安：本人、父、母及び中学生の4人世帯で年収686万円を超える場合）は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。

進学先	国・公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
		40,000円	40,000円	50,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円
短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円	30,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	30,000円

▶原則として毎月振り込まれます。

2 第二種奨学金（利息付）

進学先	貸与月額
	国・公・私立／自宅・自宅外通学 共通
大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専修学校（専門課程）	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択

▶原則として毎月振り込まれます。

	3 入学時特別増額貸与奨学金 <table><tr><th rowspan="2">学校種別</th><th colspan="4">入学時特別増額貸与額</th></tr><tr><th colspan="4">国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通</th></tr><tr><td>大 学 短期大学 専修学校（専門課程）</td><td>100,000円</td><td>200,000円</td><td>300,000円</td><td>400,000円 500,000円の中から選択</td></tr></table> ▶ 第一種奨学金又は第二種奨学金の初回振込時に、併せて振り込まれます。 ※ 第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込まれた方が対象となります。入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。	学校種別	入学時特別増額貸与額				国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通				大 学 短期大学 専修学校（専門課程）	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円 500,000円の中から選択
学校種別	入学時特別増額貸与額														
	国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通														
大 学 短期大学 専修学校（専門課程）	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円 500,000円の中から選択											
しん せい じ き 申 請 時 期 およ び たい よ じ き 貸 与 時 期	<table><tr><th></th><th>奨学金区分</th><th>申請(募集)時期</th><th>貸与(貸付)時期</th></tr><tr><td>予約採用 (入学前申込)</td><td>第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与奨学金</td><td>高校3年生の夏 (詳しい時期は学校に 確認してください)</td><td>5月又は6月頃</td></tr><tr><td>在学採用 (入学後申込)</td><td>第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与奨学金</td><td>入学後の春</td><td>6～8月頃</td></tr></table>		奨学金区分	申請(募集)時期	貸与(貸付)時期	予約採用 (入学前申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与奨学金	高校3年生の夏 (詳しい時期は学校に 確認してください)	5月又は6月頃	在学採用 (入学後申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与奨学金	入学後の春	6～8月頃		
	奨学金区分	申請(募集)時期	貸与(貸付)時期												
予約採用 (入学前申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与奨学金	高校3年生の夏 (詳しい時期は学校に 確認してください)	5月又は6月頃												
在学採用 (入学後申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与奨学金	入学後の春	6～8月頃												
へん かん き かん 返 還 期 間	貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。 第一種奨学金は次の①、②から選択した方式で、第二種奨学金は①の方式での返還となります。 ①定額返還方式：貸与総額によって返還期間が定まります。(最長20年) ②所得連動返還方式：前年の所得に連動して返還月額が定まり、返還期間は返還月額によります。														
ほ しょう せい ど 保 証 制 度	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ①人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ②機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月振り込まれる奨学金から差し引かれます。														
と あわ さき 問 い 合 せ 先	【予約採用】 在学されている高等学校又は専修学校（高等課程） 【在学採用】 在学されている大学、短期大学、専修学校（専門課程）														
び 考 備 考	▶大学院については、別途基準があります。 ▶予約採用をされた方は、進学先の学校でも手続きが必要です。 手続きをされなかった場合は予約無効となりますので注意してください。 ▶一部の専修学校では、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない（機構に登録されていない）場合があります。取り扱いをされているか必ず進学を希望する学校にお問い合わせください。 ▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（貸与型）〉 URL:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html														

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん きゅうふ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】

ない 内 容	意欲と能力があるにも関わらず経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的として返還の必要のない給付奨学金を交付します。																				
たい 対 象 者	大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）へ進学を希望されている高校等3年生で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔予約採用の場合。進学後も在学採用があります。〕 〔選考基準〕 家計：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であること。 学力：学ぶ意欲のある学生であること。成績だけで判断せず、レポートなどで学修意欲を評価。																				
きゅう 給 付 額	進学先の学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なります。 <table><tr><th rowspan="2">設置者</th><th colspan="2">給付月額</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td>国公立</td><td>29,200円 (33,300円)</td><td>66,700円</td></tr><tr><td>私 立</td><td>38,300円 (42,500円)</td><td>75,800円</td></tr></table> 【通信教育課程】 <table><tr><th rowspan="2">設置者</th><th colspan="2">給付額</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td>国公立</td><td colspan="2" rowspan="2">51,000円 (年1回支給)</td></tr><tr><td>私 立</td></tr></table> ※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、（ ）内の金額となります。 ※住民税非課税世帯に準ずる世帯の場合、上表の2/3または1/3の金額が支給されます。	設置者	給付月額		自宅通学	自宅外通学	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円	私 立	38,300円 (42,500円)	75,800円	設置者	給付額		自宅通学	自宅外通学	国公立	51,000円 (年1回支給)		私 立
設置者	給付月額																				
	自宅通学	自宅外通学																			
国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円																			
私 立	38,300円 (42,500円)	75,800円																			
設置者	給付額																				
	自宅通学	自宅外通学																			
国公立	51,000円 (年1回支給)																				
私 立																					
しん 申 請 時 期	高校3年生の春																				
し 支 給 時 期	進学後に行う所定の手続き完了後																				

しん せい て つづき 申請手続	インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。 ※申込入力後、本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は専修学校（高等課程）等にお問い合わせください。
び こう 備考	▶進学先の学校でも手続きが必要です。 手続きをされなかった場合は採用されませんので注意してください。 ▶給付奨学金と貸与奨学金をあわせて利用することもできますが、給付奨学金と第一種（無利息）奨学金をあわせて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制第第されます。 ▶一部の学校は、日本学生支援機構の給付奨学金の対象でない場合があります。給付奨学金の対象となっているか必ず進学を希望する学校にお問い合わせください。 ▶この給付奨学金に採用された方は、進学先が実施する授業料等減免の対象になります。この手続きも、進学後に行う必要があります。 ▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（給付型）〉 URL:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html

第9編

ちゅうがっこう こうとうがっこう
中学校・高等学校

とくべつ し えんがっこうふく とう
(特別支援学校含む。)等、
そつぎょう ご しゅうしょくじゅん び
卒業後の就職準備のために

中学校・高等学校(特別支援学校含む。)等、卒業後の就職準備のために

第9編

就職準備のために

せいかつ ほ ご ほう

せいぎょう ふ じょ

ぎ のうしゅうとく ひ

し きゅう

生活保護法による「生業扶助（技能修得費）」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている方が、生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校等で技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合、必要な経費（授業料、教科書・教材の購入費、通学費等）を支給します。										
たい 対 象 者	生活保護を受給されている方で、次の①、②の施設いずれかに在学されている方 ① 専修学校 ② 各種学校										
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table><tr><td></td><td>内 容</td><td>支給額</td></tr><tr><td rowspan="2">技能修得費</td><td>授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等</td><td>年380,000円以内</td></tr><tr><td>通学交通費 (通学に必要な最小限度の額)</td><td>実費支給</td></tr></table>				内 容	支給額	技能修得費	授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等	年380,000円以内	通学交通費 (通学に必要な最小限度の額)	実費支給
	内 容	支給額									
技能修得費	授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等	年380,000円以内									
	通学交通費 (通学に必要な最小限度の額)	実費支給									
しん 申 請 時 期 し 支 給 時 期 しん 申 請 手 続	※専修学校等への入学を検討される際は、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にご相談ください。										
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。										
び 備 考	高等学校を卒業された方が直ちに就学する場合については、給付対象となりせん。										

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

就職準備のために

せいかつ ほ ご ほう

せいぎょう ふ じょ

しゅうしょく し たく ひ

し きゅう

生活保護法による「生業扶助（就職支度費）」【支給】

ない 容	生活保護を受給されている方が、就職が確定した場合に、その支度に必要な経費（就職のための衣服・靴の購入費等）を支給します。									
たい しょう しゃ 対 象 者	生活保護を受給されている方で、就職が確定された方									
し きゅう がく 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>内 容</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就職支度費</td><td>就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用</td><td>32,000円以内</td></tr> <tr> <td>初任給が支給されるまでの通勤費（必要やむを得ない場合）</td><td>実費支給</td></tr> </tbody> </table>			内 容	支給額	就職支度費	就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用	32,000円以内	初任給が支給されるまでの通勤費（必要やむを得ない場合）	実費支給
	内 容	支給額								
就職支度費	就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用	32,000円以内								
	初任給が支給されるまでの通勤費（必要やむを得ない場合）	実費支給								
しん せい じ き 申請時期 し きゅう じ き 支給時期 しん せい て つづき 申請手続	※就職が確定されましたら、すぐにお住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にご相談ください。									
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。									
び こう 備 考										

※表中の金額は令和2年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

就職準備のために

ぎ のうしゅうとく し きん にゅうしよ し たくきん し きゅう
技能修得資金・入所支度金【支給】

ない 内 容	経済的な理由によって、技能の習得が困難な世帯のお子さんに、技能を修得するために必要な費用を支給します。																
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている世帯のお子さんで、中学校又は高等学校等を卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師・准看護師養成所を除く。）に入所される場合で、次の①、②どちらかに該当される方 ① 生活保護を受給されている世帯のお子さん ② 経済的な理由により、技能修得が困難な世帯のお子さん （属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内） ▶生活保護基準は、お住まいの地域や世帯構成等によって異なります。																
し 支 給 額	<table><tr><td></td><td>施設の種別</td><td>技能修得資金</td><td>入所支度金</td></tr><tr><td>1</td><td>公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）</td><td>月額 5,000円</td><td rowspan="3">55,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>実技学校 （専修学校・各種学校）</td><td>月額24,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）</td><td>月額21,000円</td></tr></table> ※ 生活保護法による生業扶助「技能修得費」（P.92）、「就職支度費」（P.93）及び「高等教育の授業料等減免」（P.86）等、他の類似の制度による給付等を受けられる場合は、支給額を減額することがあります。				施設の種別	技能修得資金	入所支度金	1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円	2	実技学校 （専修学校・各種学校）	月額24,000円	3	高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）	月額21,000円
	施設の種別	技能修得資金	入所支度金														
1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円														
2	実技学校 （専修学校・各種学校）	月額24,000円															
3	高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）	月額21,000円															
しん 申 請 時 期	▶ 1次申請・・・3月中旬 ▶ 2次申請・・・4月中旬 以降は随時受付																
し 支 給 時 期	【技能修得資金】 年3回に分けて支給 第1期分：4月下旬（1次申請分）、5月下旬（2次申請分） 第2期分：8月上旬 第3期分：12月上旬 随時受付分は、その都度支給します。 【入所支度金】 4月から6月の間に全額支給																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、在学（籍）証明及び収入状況が確認できる書類等を添付して、お住まいの地域の府保健所（P. 2）に提出してください。																
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																
び 備 考	毎年度申請が必要です。																

就職準備のために

くんれん て あて にゅうこう し たくきん し きゅう
訓練手当・入校支度金【支給】

ない 内 容	障害のある方などが、公共職業能力開発施設※で訓練を受けられる期間、訓練手当等を支給します。 ※ 府内の施設・・・各府立高等技術専門校、ポリテクセンター京都 府外の施設・・・国立・県立障害者職業能力開発校 等 ▶支給対象とならない訓練科があります。																				
たい 対 象 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者などの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）で、受講指示を受けられた方																				
し きゅう がく 支 給 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手当等の種類</th><th>支給額</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">訓練 手 当</td><td colspan="2">基本手当</td><td rowspan="3">訓練を受ける期間の日数に応じて支給</td></tr> <tr> <td rowspan="2">技能習得 手当</td><td>月額 42,500円以内</td></tr> <tr> <td>日額 500円(上限40日)</td></tr> <tr> <td colspan="2">寄宿手当※</td><td>寄宿する期間の日数に応じて支給</td></tr> <tr> <td colspan="2">入校支度金</td><td>35,000円</td><td>6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給</td></tr> </tbody> </table> ※ 寄宿手当・・・生計を維持していた方が、生計を一にする同居の親族と別居して寄宿し、訓練を受ける場合に支給			手当等の種類		支給額	内 容	訓練 手 当	基本手当		訓練を受ける期間の日数に応じて支給	技能習得 手当	月額 42,500円以内	日額 500円(上限40日)	寄宿手当※		寄宿する期間の日数に応じて支給	入校支度金		35,000円	6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給
手当等の種類		支給額	内 容																		
訓練 手 当	基本手当		訓練を受ける期間の日数に応じて支給																		
	技能習得 手当	月額 42,500円以内																			
		日額 500円(上限40日)																			
	寄宿手当※		寄宿する期間の日数に応じて支給																		
入校支度金		35,000円	6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給																		
しん せい じ き 申 請 時 期	入校時																				
し きゅう じ き 支 給 時 期	翌月の15日																				
しん せい て つづき 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（訓練受講指示書の写し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の写し）等を添付して、訓練を受ける施設に提出してください。 ▶申請書は、施設で配布しています。																				
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。																				
び 備 考																					

中学校・高等学校（特別支援学校含む）等、卒業後の就職準備のために

就職準備のために

しょうがいしゃとうしよくば てきおうくんれん て あて
障害者等職場適応訓練手当【支給】

ない 内	よう 容	障害のある方などが、職場適応訓練を受けられる期間（上限あり）、訓練手当を支給します。 ※ 職場適応訓練とは、障害のある方などが実際の職場で作業について訓練を行い、それによって作業環境や職場環境に適応することを容易にさせることを目的として実施される訓練です。								
たい 対	しょう 象	しゃ 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者などの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）で、受講指示を受けられた方							
し 支	きゅう 給	がく 額	<table><tr><th colspan="2">訓練の種類・訓練期間</th><td rowspan="3">○基本手当 日額 3,530円～4,310円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円（上限40日） 通所手当 月額 42,500円以内</td></tr><tr><td>1</td><td>一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内</td></tr><tr><td>2</td><td>短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内</td></tr></table>	訓練の種類・訓練期間		○基本手当 日額 3,530円～4,310円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円（上限40日） 通所手当 月額 42,500円以内	1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内	2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内
訓練の種類・訓練期間		○基本手当 日額 3,530円～4,310円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円（上限40日） 通所手当 月額 42,500円以内								
1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内									
2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内									
しん 申	せい 請	じ 時	き 期 随時							
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期 1 一般職場適応訓練・・・1ヶ月終了後、 2 短期職場適応訓練・・・訓練終了後、 実施状況報告書の提出をされた日の翌月							
と 問	あわ い	さき 合	せ先 くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。							
び 備	こう 考									

就職準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」「就職支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、就職又は事業を開始するために必要な資金をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、「修業資金」又は「就職支度資金」が必要なお子さんを扶養されている方 1 修業資金・・・事業を開始又は就職するために必要な知識技術を習得するための資金 2 就職支度資金・・・就職するために必要な衣服、靴など身の回り品を整えるための資金
かし 貸 付 額	1 修業資金 月額 68,000円以内 2 就職支度資金 1回につき 100,000円以内
しん 申 請 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。 お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
へん 返 済 時 期	1 修業資金 知識技能習得から1年経過後 2 就職支度資金 貸付日から1年措置期間後
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～⑧の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書 ⑦ 施設案内や払込通知等、履修年限や必要経費が明らかになるもの （高校3年生で自動車免許取得の場合は、就職内定と自動車免許が必要であることを学校長が証明したもの） ⑧ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和2年3月現在のもので、変更となる場合があります。

就職準備のために

かんごしとうしゅうがくしきん むりしかしつけ
看護師等修学資金【無利子貸付】

ない 内	よう 容	看護師等の養成施設に在学されており、将来、京都府内の医療機関への就職を考えておられる方で、経済的な理由によって就学が困難な方に修学資金をお貸しします。											
たい 対	しょう 象	しゃ 者	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学されている方で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに京都府内の医療機関で看護師等の業務に従事しようという意思を有する方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。 す。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。										
かし 貸	つけ 付	がく 額	<table><tr><td>課 程</td><td>国・公立養成施設在学学生</td><td>私立養成施設在学学生</td></tr><tr><td>保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)</td><td>月額 32,000円</td><td>月額 36,000円</td></tr><tr><td>准看護師 (5年一貫の1～3年生)</td><td>月額 15,000円</td><td>月額 21,000円</td></tr></table>		課 程	国・公立養成施設在学学生	私立養成施設在学学生	保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)	月額 32,000円	月額 36,000円	准看護師 (5年一貫の1～3年生)	月額 15,000円	月額 21,000円
課 程	国・公立養成施設在学学生	私立養成施設在学学生											
保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)	月額 32,000円	月額 36,000円											
准看護師 (5年一貫の1～3年生)	月額 15,000円	月額 21,000円											
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	毎年4月～5月									
かし 貸	つけ 付	じ 時	き 期	年4回（7月、9月、12月、3月）									
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（ただし、京都府外の養成施設に在学されている方は、京都府庁健康福祉部医療課まで直接提出してください。） ① 在学証明書兼推薦書 ② 所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書 ③ 京都府看護師等修学資金申請調書 ▶用紙は、府内の養成施設又は京都府ホームページで入手できます。									
れん 連	たい 帯	ほ 保	しょう 証	人 2名（うち1名は京都府内に居住されている方）									
へん 返	さい 済	き 期	かん 間	一括払い又は貸与を受けた期間内に分割払い									
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部医療課（TEL075-414-4746又は4754）にお問い合わせください。									
び 備	こう 考	次の要件をすべて満たされた場合は、 全額返還免除 が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに京都府内の返還免除対象施設※に就業し、引き続き5年間看護師等として従事された場合 ※ 返還免除対象施設 （R2.3.31 時点 ※就職時点で、内容が変更されている場合があります。） ・京都府北部地域（綾部市以北）のすべての病院 ・200床未満の病院 ・精神病床が全体の80％以上の病院 ・診療所 ・重度心身障害児施設 ・旧国立療養所 ・訪問看護事業所 ・介護老人保健施設・介護医療院											

かいごふくししとうしゅうがくしきん むりしかしつけ
介護福祉士等修学資金【無利子貸付】

ない 内	よう 容	介護福祉士等の養成施設に在学（入学しよう）とされており、将来、京都府内の福祉施設で就職を考えておられる方で、経済的な理由によって就学が困難な方に修学資金等をお貸しします。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	介護福祉士又は社会福祉士の指定養成施設に在学（入学）し、卒業後、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。	
かし 貸	つけ 付	がく 額	1 修学資金 月額 50,000円 2 入学準備金 200,000円 3 就職準備金 200,000円（働きながら就学される方を除く。） 4 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000円（介護福祉士養成施設に在学する方に限る。） 生活保護受給世帯等の方には、上記の貸付額に別途、生活費加算があります。	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	毎年4月～5月
かし 貸	つけ 付	じ 時	き 期	年2回（4月、10月）
しん 申	せい 請	て 手	づき 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（生活保護受給世帯の高校生等が申請する場合には、京都府社会福祉協議会への申請となります。） ① 学校成績証明書 ② 住民票記載事項証明書 ③ 所得を証明する書類（申請者が未成年の場合は連帯保証人のもの） ④ その他必要な書類 ※生活保護受給世帯の方は、別途必要な書類がありますので、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
れんたい 連帯	ほしょうにん 保証人	2名（うち1名は法定代理人）		
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として対象となる業務に5年間従事された場合		

ほいくししゅうがくしきん 保育士修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	保育士の指定養成施設に在学（入学しよう）とされており、将来、京都府内の保育所・認定こども園等で就職を考えておられる方で、学業優秀で、かつ、家庭の経済状況等から就学が困難な方に修学資金等をお貸しします。
たい 対 象 者	保育士の指定養成施設に在学（入学）し、卒業後、京都府内の保育所、認定こども園等において保育士として保育業務に従事しようとする方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。
し 支 給 額	1 修学資金 月額 50,000円 2 入学準備金 200,000円 3 就職準備金 200,000円（働きながら就学される方を除く。） 生活保護受給世帯等の方には、上記の貸付額に別途、生活費加算があります。
しん 申 請 時 期	年によって異なりますので、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
し 支 給 時 期	年2回（4月、10月）
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（生活保護受給世帯の高校生等が申請する場合には、京都府社会福祉協議会への申請となります。） ① 学校成績証明書 ② 住民票記載事項証明書 ③ 所得を証明する書類 ④ その他必要な書類 ※生活保護受給世帯の方は、別途必要な書類がありますので、京都府社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。
れんたい 連帯保証人	2名（うち1名は法定代理人）
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
び 備 考	次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に保育士として登録し、京都府内の保育所・認定こども園等において保育士として保育業務に5～10年間従事された場合

さんこう し りょう
参考資料

お子さんを養育されている方のために

じ どう て あて 児童手当【支給】

ない 内 容	お子さんを養育されている方に支給します。												
たい 対 象 者	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育されている方												
し 支 給 額	養育されている方の所得及び養育されているお子さんの年齢により、支給額が異なります。 ○所得制限額未満の方 <table border="1"> <tr> <th>お子さんの年齢</th><th>児童手当の額 （1人当たり月額）</th></tr> <tr> <td>0歳～3歳未満（一律）</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前</td><td></td></tr> <tr> <td>第1子・第2子※</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>第3子以降※</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>中学生（一律）</td><td>10,000円</td></tr> </table> ※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育されているお子さんのうち、3番目以降をいいます。 ○所得制限額以上の方 お子さん1人当たり 月額5,000円（一律）	お子さんの年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）	0歳～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前		第1子・第2子※	10,000円	第3子以降※	15,000円	中学生（一律）	10,000円
お子さんの年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）												
0歳～3歳未満（一律）	15,000円												
3歳～小学校修了前													
第1子・第2子※	10,000円												
第3子以降※	15,000円												
中学生（一律）	10,000円												
しん 申 請 時 期	随時（お子さんが生まれたとき、里親になったとき等）												
し 支 給 時 期	6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月）												
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。 ※公務員の場合は、勤務先に申請してください。												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。 ※公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。												
び 備 考	- 原則として、お子さんが日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。 - 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、お子さんと同居している方に優先的に支給します。 - 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内でお子さんを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。 - お子さんを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。 - お子さんが施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。												

ひとり親家庭の方のために

じ どう ふ よう て あ て
児童扶養手当【支給】

ない 内 容	ひとり親家庭のお子さん又は父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭のお子さんの心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、お子さんの父母又は父母に代わってお子さんを養育されている方に支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 象 者	ひとり親家庭のお子さん(18歳の年度末まで)を監護・養育している方 ※ お子さんに中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで
し きゅう 支 給 額	監護・養育されている方の所得により、支給額が異なります。また、所得制限があります。 ・月額10,180円～月額43,160円 ・2人目は月額5,100円～10,190円加算、3人目以降は月額3,060円～6,110円加算(令和2年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。)
しん せい 申 請 時 期	随時
し きゅう 支 給 時 期	5月(3、4月分)、7月(5、6月分)、9月(7、8月分)、11月(9、10月分)、1月(11、12月分)、3月(1、2月分)、
しん せい て つづき 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	

障害のあるお子さんのいるご家庭の方のために

とくべつ じ どう ふ よう て あて
特別児童扶養手当【支給】
し きゅう

ない 内 よう 容	身体や精神に中程度以上の障害のあるお子さんをご家庭で養育・監護されている父又は母などに対し、支給されます。（外国人の方も支給対象となります。）
たい 対 しょう 象 しゃ 者	身体又は精神に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを家庭において監護している方
し 支 きゅう 給 がく 額	1 級：月額52,500円 2 級：月額34,970円 （令和2年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。） ※ 監護・養育されている方の所得により、所得制限があります。 ※ お子さんに障害に係る年金が支給されている場合は、対象となりません。 ※ 障害児入所施設などに入所されている場合は、対象となりません。
しん 申 せい 請 じ 時 き 期	随時
し 支 きゅう 給 じ 時 き 期	8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、4月（12～3月分）
しん 申 せい 請 て つづ 手 続 き	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 あわ い せ さ 先 き	くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。
び 備 こう 考	

重度障害のため常時介護を必要とする20歳未満の方のために

しょうがい じ ふく し て あて しょうきゅう
障害児福祉手当【支給】

ない 内 容	重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給します。								
たい 対 象 者	20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方 ただし、次のいずれかに該当する方は受給できません。 ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方 ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方 ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方 〈別表〉 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両下肢の用を全く廃したもの 6 両大腿を2分の1以上失ったもの 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの								
し 支 給 額	月額 14,880円（支給額は、物価スライドにより改定される場合があります。）								
しん 申 請 時 期	随時								
し 支 給 時 期	2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)								
しん 申 請 手 続	認定請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、下記の申請窓口に提出してください。用紙は、下記の申請窓口に備え付けてあります。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">申請窓口</td><td>京都市にお住まいの方</td><td>区役所（支所）福祉事務所</td></tr> <tr> <td>その他の市にお住まいの方</td><td>市役所</td></tr> <tr> <td>町村にお住まいの方</td><td>町村役場</td></tr> </table>		申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所	その他の市にお住まいの方	市役所	町村にお住まいの方	町村役場
申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所							
	その他の市にお住まいの方	市役所							
	町村にお住まいの方	町村役場							
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市区（町村にお住まいの方は、所管の府保健所）にお問い合わせください。								
び 備 考									

ひとり親家庭の方のために

母子福祉団体小口資金貸付【無利子貸付】

ない 内 容	母子世帯及び寡婦に対し、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会が各支会において生活の安定のため必要な小口資金の貸付を行います。
たい 対 象 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母及び寡婦
し 支 給 額	○生活資金 限度額 50,000円 ○就学資金 限度額 50,000円 ○住宅資金 限度額 50,000円
かし 貸 付 時 期	随時
かし 貸 付 手 続	お住まいの地域の京都府母子寡婦連合会の支会にご相談ください。
と 問 合 せ 先	くわしくは、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会（TEL075-223-1360）にお問い合わせください。
び 備 考	

□各制度 京都府庁担当課

第1編 乳・幼児のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
9	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
10	交通遺児奨学金等	府民環境部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
11	第3子以降保育料無償化事業補助金	健康福祉部こども・青少年総合対策室 075-414-4727
12	就学奨励費	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835

第2編 小学校入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
14	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
15	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585

第3編 小学生のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
17	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
18	交通遺児奨学金等	府民環境部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
19	生活保護法による 「教育扶助」「生活扶助（一時扶助）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
20	就学援助費	教育庁指導部学校教育課 075-414-5831
21	就学奨励費（特別支援学級等）	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835
22	就学奨励費（特別支援学校）	
23	私立中学校等修学支援金	文化スポーツ部文教課 075-414-4516
24	修学旅行援助金	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
25	外国人学校在学者への修学援助	

第4編 中学校入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
27	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
28	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585

第5編 中学生のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
30	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
31	交通遺児奨学金等	府民環境部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
32	生活保護法による「教育扶助」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
33	就学援助費	教育庁指導部学校教育課 075-414-5831
34	就学奨励費（特別支援学級等）	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835
35	就学奨励費（特別支援学校）	
36	私立中学校等修学支援金	文化スポーツ部文教課 075-414-4516
37	修学旅行援助金	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
38	外国人学校在学者への修学援助	

第6編 高等学校等入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
40	生活保護法による 「生業扶助（高等学校等就学費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
41	高校生給付型奨学金	
43	生活福祉資金貸付金 「教育支援資金」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4605・4556
44	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修学資金」「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
46	高校生等修学支援事業（修学金）	教育庁指導部高校教育課 075-574-7518
48	高校生等修学支援事業（修学支度金）	

第7編 高校生等のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
53	生活保護法による 「生業扶助（高等学校等就学費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
54	高校生給付型奨学金	
56	奨学のための給付金 （高校生等奨学給付金）	国公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-574-7539 私立高校：文化スポーツ部文教課 075-414-4516
57	母子家庭奨学金等	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
58	交通遺児奨学金等	府民環境部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
60	就学奨励費（特別支援学校）	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835
61	高等学校生徒通学費補助金	公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-574-7516 私立高校：文化スポーツ部文教課 075-414-4517
63	定時制課程教科書及び 通信制課程教科書学習書補助金	教育庁指導部高校教育課 075-574-7516
64	定時制課程及び通信制課程修学奨励金	公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-574-7516 私立高校：文化スポーツ部文教課 075-414-4517
65	公立高校就学支援金	教育庁指導部高校教育課 075-574-7516
66	高等学校等就学支援金	文化スポーツ部文教課 075-414-4516
67	私立高等学校あんしん修学支援事業	
68	兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学 費軽減	文化スポーツ部文教課 075-414-4517
69	私立高等学校専攻科修学支援金	文化スポーツ部文教課 075-414-4516
70	生活福祉資金貸付金 「教育支援資金（教育支援費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4605・4556
71	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
72	高校生等修学支援事業（修学金）	教育庁指導部高校教育課 075-574-7518
74	高校生等修学支援事業（修学支度金）	
76	高等教育の授業料等減免	教育庁指導部高校教育課 075-414-5849

第8編 大学等入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
82	生活保護法による「進学準備給付金」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
83	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4605・4556
84	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修学資金」「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
86	高等教育の授業料等減免	教育庁指導部高校教育課 075-414-5849

第9編 就職準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
92	生活保護法による 「生業扶助（技能修得費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
93	生活保護法による 「生業扶助（就職支度費）」	
94	技能修得資金・入所支度金	
95	訓練手当・入校支度金	商工労働観光部人材開発推進課 075-414-5101
96	障害者等職場適応訓練手当	商工労働観光部人材確保推進室 075-682-8918
97	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修業資金」「就職支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
98	看護師等修学資金	健康福祉部医療課 075-414-4746・4754
99	介護福祉士等修学資金	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4561
100	保育士修学資金	健康福祉部こども・青少年総合対策室 075-414-4581

参考資料

頁	制 度 名	京都府庁担当課
102	児童手当	健康福祉部こども・青少年総合対策室 075-414-4581
103	児童扶養手当	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
104	特別児童扶養手当	
105	障害児福祉手当	健康福祉部障害者支援課 075-414-4606
106	母子福祉団体小口資金貸付	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585

☆ この冊子は、自由にコピーしていただいて構いません。
京都府教育委員会ホームページにも掲載していますので、必要なページを
うち出していただき、ご活用ください。

令和2年度就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧
令和2年3月発行

編集・発行 京都府教育委員会
(教育庁指導部学校教育課人権教育室)